

日本学術振興会 令和2年度～令和6年度科学研究費助成金
(基盤研究(C) 課題番号 20K02225) 研究成果報告書

スクールソーシャルワーク実践スタンダード (第2版)

事 例 集

関西学院大学 人間福祉学部
教授 馬場幸子

令和7年3月

目 次

はじめに.....	5
STANDARD 1 倫理と価値	7
STANDARD 1-1：価値	7
STANDARD 1-2：子どもの権利条約 / 連帯・変革・開発	7
STANDARD 1-3：倫理的責任遵守	8
STANDARD 1-4：法令遵守	9
STANDARD 1-5：秘密保持と共有の範囲説明	9
STANDARD 1-6：倫理的責任の説明	10
STANDARD 1-7：倫理的葛藤時の判断	10
STANDARD 2 権利擁護とエンパワメント	12
STANDARD 2-1：権利擁護	12
STANDARD 2-2：意見表明・自己決定支援	13
STANDARD 2-3：予防・発達支持的取り組み	13
STANDARD 2-4：主体的資源活用の支援	14
STANDARD 2-5：生活の質向上・環境改善	14
STANDARD 2-6：ニーズの特定と充足	15
STANDARD 2-7：ソーシャルアクション	16
STANDARD 3 多様性の尊重と社会的包摂	17
STANDARD 3-1：安全な環境実現の基盤	17
STANDARD 3-2：対応力の習得	17
STANDARD 3-3：差異に配慮した支援	18
STANDARD 3-4：文化にあった資源の理解	19
STANDARD 3-5：多様性尊重の環境づくり	19
STANDARD 4 専門性の発揮	21
STANDARD 4-1：役割周知・実践展開促進	21
STANDARD 4-2：自己の役割省察・積極的活動	21
STANDARD 4-3：効果の可視化	22
STANDARD 4-4：地域についての認識	23
STANDARD 4-5：環境改善のための働きかけ	23
STANDARD 4-6：関係構築とチームアプローチ	24
STANDARD 4-7：研修活動を通じた理解増進	25

STANDARD 5	アセスメント	26
STANDARD 5-1	：情報収集と分析の内容	26
STANDARD 5-2	：様々な情報収集源	26
STANDARD 5-3	：様々な情報収集方法	27
STANDARD 5-4	：エコロジカル・ストレングス	28
STANDARD 5-5	：客観的データ・実効性	28
STANDARD 5-6	：視覚化・体系化、共有	29
STANDARD 5-7	：協働でのアセスメント	30
STANDARD 6	計画と実施	31
STANDARD 6-1	：支援計画に含まれる内容	31
STANDARD 6-2	：目標設定と権利擁護	32
STANDARD 6-3	：当事者の参画	32
STANDARD 6-4	：支援理由と方法の明示	33
STANDARD 6-5	：最新情報収集・活用	33
STANDARD 6-6	：ストレングス活用	34
STANDARD 6-7	：多層レベルへの働きかけ	35
STANDARD 7	連携	36
STANDARD 7-1	：意義理解	36
STANDARD 7-2	：信頼関係形成	36
STANDARD 7-3	：専門性・機能理解と分担	37
STANDARD 7-4	：情報共有	38
STANDARD 7-5	：進捗確認	38
STANDARD 7-6	：ネットワーク形成	39
STANDARD 7-7	：守秘義務・個人情報の扱い	39
STANDARD 8	コンサルテーション	41
STANDARD 8-1	：専門家同士の行為	41
STANDARD 8-2	：専門用語多用の回避	41
STANDARD 8-3	：課題把握と助言	42
STANDARD 8-4	：チーム支援体制構築促進	43
STANDARD 8-5	：全生徒の利益・学校改善促進	43
STANDARD 9	意思決定と実践評価	45
STANDARD 9-1	：意思決定の根拠説明	45
STANDARD 9-2	：客観的データ収集	46

STANDARD 9-3：多方面からの情報利用	46
STANDARD 9-4：データを用いた実践評価	47
STANDARD 9-5：過程と結果の評価	47
STANDARD 10 学校理解	49
STANDARD 10-1：教育に関する知識と理解	49
STANDARD 10-2：教員の視点・学校文化の理解	49
STANDARD 10-3：校風・校内組織理解と状況把握	50
STANDARD 10-4：校内会議参加を通じた学校理解	51
STANDARD 10-5：危機介入対応方針の理解	51
STANDARD 10-6：目標・計画理解／教育と福祉の仲介	52
STANDARD 11 専門性の向上	53
STANDARD 11-1：研修等の活用	53
STANDARD 11-2：スーパービジョン	53
STANDARD 11-3：無資格者の資質向上努力	54
STANDARD 11-4：制度政策・実践の最新情報入手・活用	55
STANDARD 11-5：自らの実践への目標設定	55
STANDARD 11-6：実習生の指導	56
STANDARD 12 記録	57
STANDARD 12-1：目的に応じた記録票	57
STANDARD 12-2：説明責任に足る記録	57
STANDARD 12-3：支援過程の記録	58
STANDARD 12-4：第三者が理解できる記録	59
STANDARD 12-5：記録の保管	59
STANDARD 13 仕事量の管理	61
STANDARD 13-1：仕事量管理の必要性理解	61
STANDARD 13-2：仕事量管理システム確立	61
STANDARD 13-3：直接支援以外の時間確保	62
STANDARD 13-4：仕事の優先順位付け	62
STANDARD 13-5：必要な機器の使用	63
おわりに.....	64

はじめに

この事例集は、『スクールソーシャルワーク実践スタンダード 第2版』の各項目の内容に照らし合わせ、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW と記す）さんたちが分担して作成した事例をまとめたものです。

2017 年に『スクールソーシャルワーク実践スタンダード（試用版）』の冊子を発行し、2020 年にはその解説書として明石書店から『スクールソーシャルワーク実践スタンダード～実践の質を保证するためのガイドライン～』を出版しました。その後、制度や法律の改正等を反映させ、2023 年に『スクールソーシャルワーク実践スタンダード 第2版』の冊子を、また、同様にその解説書を明石書店から 2024 年に出版しました。

しかし、初版（試用版）の頃から時折、『スクールソーシャルワーク実践スタンダード』（以下、「スタンダード」と記す）には具体例が書かれていないので、各項目が意味するところをよく理解できない、「スタンダード」の内容を事例で示して欲しいという要望を SSW さんたちからいただいていた。そこで、2024 年秋に「事例作成プロジェクト」を立ち上げ、事例作成者を募ったところ、31 名の SSW さんたちがプロジェクトに参加してくれました。

本書に掲載されている事例は、基本的にすべて架空で、同様の機能を持ちながらも自治体によって異なる名称で呼ばれている機関は、多くの自治体で用いられている名称（例：市区町村にある子どもや家庭の福祉に関わる相談窓口は、家庭児童相談室・略称家児相）に置き換えるなどしてあります。ただし、個人や機関が特定されない限りにおいて、記述したスクールソーシャルワーカーさんの実体験が書かれている項目もあります。実習生の受け入れについて（Standard 11-6）などがそれにあたります。

使用上の注意

本事例集では、「スタンダード」の項目ごとに 1 つの事例を提示していますが、その事例に書かれている事柄が、「スタンダード」の内容全てを反映しているわけではありません。例えば、「スタンダード」の 1 つの項目の中に、“組織・制度の変革と社会資源の開発”や、“法令順守と倫理上許容する範囲内での記録の取得と利用”など、複数の事柄が書かれていることも多いですが、1 つの事例にすべての要素が網羅されているわけではありません。「スタンダード」の文章の特定の部分に焦点をあてて事例が書かれている場合もあります。

加えて、SSW が仕事をする際には、さまざまな事柄を同時に考慮しながら活動をしています。また、時間の経過やケースの進捗状況によって考慮すべき内容も変わっていきます。したがって、実際には SSW が「スタンダード」の 1 つの項目のみに焦点をあてて実践をしているということはありません。「スタンダード」のさまざまな項目に書かれている事柄を同時に意識し、取り組んでいます。「スタンダード」の項目は、1 つ 1 つバラバラに存在

しているわけではなく、関連し合ったものがたくさんあります。それらのことも念頭に置きながら事例を読んでください。

「この事例は、スタンダードの文章の中のどの部分を反映しているのだろう」「スタンダードのこの部分について、事例には書かれていないようだ」「自分だったらどのような事例を書くだろう」などと考えながら、事例を“活用”してもらえればと思います。

用語の説明

この事例集で頻出する用語をあらかじめ説明しておきます。

SSW	スクールソーシャルワーカー
SC	スクールカウンセラー
要対協	要保護児童対策地域協議会。子どもに関係する機関等により構成される、市区町村に設置された機関で、虐待等により保護や支援を必要とする児童への早期対応のための地域ネットワークとして機能する。
家児相	家庭児童相談室。市区町村の子ども家庭福祉相談窓口。自治体によっては、子ども家庭支援センターなど、別の名称で整備されている場合がある。
家庭児童相談員	家庭児童相談室の相談員。

2025 年 3 月 馬場幸子

Standard 1 倫理と価値

SSW は、ソーシャルワーク専門職として、その倫理と価値に基づいて業務を行います。また、日本社会福祉士会倫理綱領および日本精神保健福祉士協会倫理綱領を倫理的な決定を行うためのガイドラインとして用います。

Standard 1-1 : 価値

SSW は、ソーシャルワークの核となる価値（人間の尊厳、人権、社会正義、集団的責任、多様性の尊重、全人的存在）を実践の場で示していきます。

小学校から教育委員会に、「2年生のAさんがクラスメイトと上手くいかず不登校になりだしたから登校支援をしてほしい」とSSW派遣の申請があった。教育委員会は、「SSWは登校支援をするだけの役割ではないからもう少し学校で指導を頑張るように」と断ったが、学校は「登校支援さえしてもらえれば状況は改善する」と主張した。ともかくSSWは母親に会ってみることにした。母親に会うと、①本児のIQが高すぎてクラスの学習進度にイラついている、②父親が外国籍で不在な上、教育に対して意見が不一致、③母親が親族に子育てを批判され、役所関係の諸手続きなどにも疲弊しているなど多種の問題が明確化した。SSWは、Aさん自身の特性、家族の国籍や教育観の違いなど、家族の持つ多様性を尊重し、教員や関係者に代弁する役割を担った。また、母親の役所での諸手続きにも同行し、サポートした。それがきっかけとなり、Aさんの登校状況も改善に向かっていった。

このケースでSSWは、「学校がどのような事柄に課題を感じているか」は情報として受け止めながらも、SSWの倫理と価値に基づき、当事者の困り感や主張に耳を傾け、彼らの尊厳を守り、多様性を尊重するように動いた。また、多様性を尊重する、全人的な存在として個人を認めるなどは、SSWだけではなく、教員も含めて教育現場で共有すべき信念であり、そのような学校環境を構築することは、学校内のすべての構成員の有する集団的責任として認識し、SSWは忍耐強く、教員らにも働きかけつつ、取り組んでいった。

Standard 1-2 : 子どもの権利条約/連帯・変革・開発

SSWは、国連児童の権利に関する条約に即して、児童生徒の権利を擁護します。また、そのために連帯し、必要な組織や制度の変革、社会資源の開発を行います。

児童A（小4男児）は、両親と中学3年生の兄との4人暮らしである。Aは、前年度から

不登校傾向にあった。A は学力不振に陥っており、また、父母のシフト制の就労体制により、保護者が朝、A を送り出すことが困難な状況のようであった。さらに、SSW が家庭訪問した際に A から「教室に入りづらい」という訴えが出てきた。

Z 市教育委員会は、サポートルーム（校内の居場所）の増設に向けて各学校に働き掛けていたが、この学校では教員配置の問題で別室登校を認めていなかった。しかし、この児童への対応を機に、児童の学習権を保障するため、一定の条件の下で必要な児童は、別室登校が出来るように体制を整えていった。A の他にも教室に入りづらく休みがちになっている児童がいたため、未使用中のパソコン室をサポートルームとして活用することとした。机やソファを新たに設置し個別のスペースも設け、児童同士や先生との交流ができる室内環境の整備工夫をした。SSW は本児と保護者にその別室の様子を伝え一緒に見学した。A から「ここなら大丈夫そう」という声が聞かれた。

その後、サポートルームには支援員が配置され、子どもたちの意見も取り入れた校内の居場所となっていった。

Standard 1-3：倫理的責任遵守

SSW は、日本社会福祉士会倫理綱領および日本精神保健福祉士協会倫理綱領に示された専門職としての倫理的責任を遵守します。

小学校 5 年生の男児 A は 4 年生の途中から不登校になった。教室には入れないが、放課後に担任に会うことはできている。本人の意思や意向を確認するため、本人、保護者、担任、管理職を入れたケース会議を開いた。A は当初、自分の意見をなかなか話すことができず、SSW が会議の前に個別に話を聞くなどし、準備を行った。ケース会議の回を重ねるごとに、自ら意見表明をする力がついてきた。自分の力にも気づいてきた様子で、「まずは教室の前まで行ってみる」「週 1 回の 1 時間ならいけるかもしれない」と発言した。本人が自分で決めたことを支援者みなが受け止め、本人が求めた支援に沿って、支援者がチームとして役割分担し支援を行った。自分自身で決めたことに支援者が応えたことが本人の成功体験となり、本人のエンパワメントにつながった(倫理的責任：受容、クライアントの自己決定の尊重、参加の促進、クライアントの意思決定への対応等の遵守)。本人の意思確認をケース会議に同席した全員でできることによって、本人の良さを共通認識し、本人の意思を尊重した支援ができた。現在 A は登校できる日が増えてきている。

Standard 1-4：法令遵守

SSW は、プライバシーや秘密保持に関する法令（個人情報保護に関する法律、自治体の個人情報保護に関する条例など）を遵守します。未成年者や保護者に関する記録は、法律上および倫理上の許容された範囲内で取得、使用します。

市外から転入してきた児童 A は、前市では父からの虐待ケースとして要対協にあがっていた。本市へは母子での転入、要対協間での引継ぎケースになっていた。小学校では転入の手続きは済んだものの不登校が続いており、担任は、保護者となかなか連絡がつかないことから家庭の様子がわからず今後の対応に苦慮していた。SSW は要対協の利点を活かし*、構成機関との連携、情報共有を行った。そこから分かったことは、市の家庭児童相談員と母は会うことができしており、母子ともに新しい環境に馴染めずにいるということであった。その後、担任と SSW が家庭児童相談員に同行家庭訪問し、母子と会うことができ、関係性を築くことで本児の登校につながった。当初から弟が通う保育園とも連絡を取りあってはいたが、母の承諾を得て保育園の毎日の送迎の際に母から聞き取った困り感や子育ての心配事などを家庭児童相談室、小学校、保育園間で共有し、母子にタイムリーな支援ができるようになり母の安心感につながった。その結果、母子ともに新しい環境での生活が軌道に乗っていった。

*要対協を構成する機関は、互いに連携し、守秘義務の下で情報共有することとなっている。本事例の学校（SSW）は要対協の構成機関（構成員）となっている。

Standard 1-5：秘密保持と共有の範囲説明

SSW は、児童生徒やその家族、その他関連する人々に、秘密の保持と共有の範囲について説明します。

SSW は、小学校で教頭先生から、「今朝、登校した 2 年男児の頭皮に 2 センチほどの傷があり、母が連絡帳に『昨夜、机の角に頭をぶつけた』と記載している。担任から最近男児の顔つきが暗いと聞いており、気になっている」と相談を受けた。SSW が校内で男児の行動観察を行うと、確かに元気がない様子が見られた。SSW が男児に「机に頭をぶつけちゃったんだって？痛かったね」と声掛けすると、「違う。蹴られた」と答えた。「誰に蹴られたの？」と聞くと、「パパのいうこと聞かないからパパが怒って蹴った」「今まで何回もあった」と話すも、それ以上言わずに黙り込み、「誰にも言わないで」「パパにもっと怒られる」と小声で言う。SSW は「あなたがとても心配である」「誰かが悲しい思いをしているのを、私は見て見ぬふりできない」「あなたはいろんな人に相談して、助けてもらうことが必要」等説得して、SSW が今日聞いた話を担任の先生に伝える了解を取った。その後、SSW から話を

聞いた担任の先生が男児と面談をして、男児が勝手にお菓子を食べたことに父が腹を立て、怒って蹴りつけ、よろけた男児が机に頭をぶつけ、母もその場で見ていたことが判明。担任の先生が男児に校長先生に伝える旨了解を取り、管理職に報告し協議に入った。

Standard 1-6：倫理的責任の説明

SSW は、教育委員会と学校管理職（校長等）に、ソーシャルワーク専門職の業務とその倫理的責任について説明し、児童生徒の権利擁護のための協働を追求します。

A 市では、中学校 6 校、小学校 20 校があり SSW が 2 名配置されている。毎月定例の小・中校長会が開催されている。4 月の第 1 回校長会には 2 人の SSW が出席し、SSW の活動内容とともに SSW は倫理綱領に基づいて活動していることを説明している。続いて第 2 回小・中校長会では、校長の研修として不登校対応やヤングケアラーの対応など SSW による具体的な活動例からその取組について紹介している。その際、SSW は子どもの最善の利益に向けて第一の倫理的責任を持ち、常に子どもの支援に際して誠実にその業務を行っていくなどの倫理基準にのっとって活動していることについて理解を深めてもらっている。

毎年夏季休業中には、教育委員会主催で、SC による教員研修が行われている。その際、SSW も出席し、小中学校の教員に、SC との違いや、SSW は子どもの多様性が尊重されるように、家庭・学校・地域・社会に働きかけていくとともに、子どもの教育の社会的不正義に取り組んでいくことなどを、実践事例示して伝えている。

SSW は業務を行うに当たって、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービス、その他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を進めていることについても管理職を含め学校教職員に伝え、理解が得られるようにしている。

Standard 1-7：倫理的葛藤時の判断

SSW は、相反する事態により倫理的問題が生じた場合は、倫理綱領を解決のための判断材料として用います。

母子家庭で育った小学 4 年生の男児 A は、2 年前に母が病死してから、祖母に引き取られ、生活保護を受けながら暮らしていた。しかしその生活は、祖母が脳梗塞で倒れたことで一変した。学校は要介護で車椅子生活になった祖母と A の暮らしを懸念した。登校状況の悪化に加え、A が祖母の世話をしていることから、A は施設に入るべきだと考えた。家庭児

童相談員も A、祖母双方の施設入所を勧めたが、祖母はそれを受け入れなかった。SSW は家庭児童相談員と祖母の了承を得てケアマネージャーに祖母のサービス利用拡大について相談したが、現行制度の中では叶わなかった。

A にとっての最善の利益とは何か。SSW は改めて問い直し、社会福祉士の倫理綱領・行動規範を手にした。そして A に祖母の現在の状態が共有されていないこと、A の困り感や想いが聞けていないことに問題を感じた。SSW は学校、家庭児童相談員、祖母に相談し、関係者と本人参加の会議を計画した。A は参加を快諾し、祖母の容体や再び一人ぼっちになることへの不安と、勉強のわからなさが欠席理由の一つであることを話した。そして祖母と一緒に生活したいと訴えた。A の思いを聞き、関係者は地域で 2 人を支えていくための方針を考えることとなった。

Standard 2 権利擁護とエンパワメント

SSW は、いかなる児童生徒も差別することなく、その学び成長する権利の実現のために活動します。児童生徒の意見表明を支持し（アドボカシーを行い）、エンパワメントを促進します。

- アドボカシー：広くは権利擁護を指すが、特に意見表明を助けたり代弁することを意味する。
- エンパワメント：自らが内に持つ力に気づき、それを発揮できるようになること。

Standard 2-1：権利擁護

SSW は、児童生徒の学び成長する権利が脅かされたとき、または脅かされる恐れのある事態が生じたとき、児童生徒とその家族の権利を擁護します。

担任よりヤングケアラーが疑われる生徒 A の相談を受ける。本人の同意をもらい面談を行う。祖母、父、生徒の世帯で、Aさんは車いす生活の祖母の夜間のトイレのサポート、入浴介助を行っている。病院受診にも同行し、その際は学校を休まないといけない。祖母の事は好きで、手伝いをする事は好きでも嫌いでもないがやらなければならない。できるのであれば部活動や放課後友達と遊びたい、学校も休みたくないとのことだった。Aさんへ介護サービスの情報提供を行い、SSWから祖母へサービス利用の提案を行おうかと提案したところ、今は話さないでほしいとのことだった。Aさんより同意をもらい担任と管理職へ報告を行ったところ、早めに介入してほしいと言われたが、「当面は、Aさんの『今は待ってほしい』という気持ちを尊重してほしい」と伝え、様子を見ることとなった。その後Aさんと面談を継続し、SSWが配食サービスの提案を祖母へ行い、その流れからその他のサービスの紹介を行うこととなった。祖母は家に人が来ることに抵抗があるとのことで、デイケアの利用から始めてみることになった。その後祖母は週3回デイケアを利用し、そこで入浴を行うことでAさんの入浴介助の回数は減った。デイケアの日、Aさんは地域の居場所*を利用することとなった。配食サービスも週3回利用し家事負担の軽減につながった。病院の受診同行は地域包括支援センター*の担当者が行うことになった。

*地域の居場所：放課後や週末、子どもたちが気軽に集まれる場で、大学生や、地域の大人が支援している。

*地域包括支援センター：市区町村に設置されており、地域の高齢者や家族からの相談に基づき、介護保険サービスをはじめとした制度や地域資源を活用して総合的な支援を行う。

Standard 2-2：意見表明・自己決定支援

SSW は、児童生徒が自らの力に気づき、意見表明や、自己決定をできるように支援します。

中学 2 年生女子生徒 A は当時学級委員であったが、5 月中旬から不登校になった。きっかけは、頭髮や制服、机やロッカーの整頓などの指導で学年主任や担任が生徒を注意する際の言動やルールに一貫性がないことや、面前で指導された生徒を見て理不尽さに疑問を持ったことであった。担任には、人によってルールや指導の仕方が違うのではと尋ねたが、明確な回答が得られずに落胆した。父親は本人が納得できる誠意ある回答を期待して来校したものの、話し合いはこじれ、今回の件で学校に失望した、当分は登校させない、担任との接触も控えたいと本人の意向を考慮せずに一方的に話した。A の家庭は父親が権力を持ち、家族全員が父親に従っている。SSW は父親には本人の良さを認める言葉がけや意思を尊重するように伝え、本人には父親に自身の意志を伝えるように励まし、学級委員として責任感、正義感のある言動を褒めた。音楽が得意であることからストレングスを活かすためにも、音楽教室や支援室*の通室、卒業生を送る会で合唱の伴奏をすることを勧めた。その結果、音楽教室だけは週に 1 回程度通えるようになった。その後、登校して学級委員に再度挑戦する、伴奏もしたい、など徐々に意思を表明し始めた。担任にその旨を伝え、関係性を修復するためにも、担任と協働で支援をすることにした。

*支援室：教室に入りにくいなどの生徒が利用できる学校内の小部屋。

Standard 2-3：予防・発達支持的取り組み

SSW は、権利侵害が生じない学校風土が醸成されるように、教職員らとともに、予防的・発達支持的な取り組みを行います。

中学 1 年生の男子生徒 A は小学生の頃から学習成績が不良で、衝動的で友達とのトラブルが多かった。ADHD と診断されたが母親は A にそのことを伝えず、普通学級に進学した。A は小学生の頃からバスケットボールが得意でバスケット部に入部したが、他の部員や先輩と衝突してしまった。母親は顧問に配慮をお願いしたが、「特別扱いはしない」と一蹴されてしまった。次第に A は部活をサボり、欠席が続くようになった。相談を受けた SSW は A が登校した時に行動を観察した。友達と楽しそうに会話し、大きな声で掛け声をかけながら懸命にボールを追っている姿を見て、A の持つ力を活かし、A らしく成長できるような助けが必要だと感じた。SSW はケース会議で「バスケットがしたい」という A の意見表明を支持し、スポーツも社会もルールを守ることが大事だと考える顧問の思いに共感するが、このままでは不登校になり学習権が阻害されてしまう、それを防ぐためには、A の可能性に焦点を当

て、インクルーシブな視点で関わるが必要だと助言した。管理職と担任と SSW が母親と話し合い、A は通級指導教室*を利用することになった。顧問は「ルールを理解できる」ように合理的配慮に務めたので、他の部員たちにも良い影響を与えた。誰一人取り残さない、子どもを真ん中にする学校風土を少しずつ構築している。

*通級指導教室：通常学級に在籍する比較的軽度の障害のある生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するため、ニーズに応じた指導を受けることができる教室。

Standard 2-4：主体的資源活用の支援

SSW は、児童生徒やその家族が、地域にある社会資源を主体的かつ効果的に活用できるように支援します。

小学 1 年生の女兒 A は授業中に立ち歩くことが多く、担任が声掛けをするとなんとか着席するが、すぐに元に戻ってしまう。友達のことを隠したり、落書きする他害行為もあり、担任から母に報告すると、泣きながら平謝りされ、「親として子を変えようと努力したが、限界を感じる」と話した。他にも 0 歳児のきょうだいがおり、父が家事育児に非協力的で母がワンオペで担っていること、父方祖父母は疎遠で、母方祖母の介護も必要であることが分かり、担任から SSW につながった。SSW との面談で、母はキャパオーバーになっており、常に混乱していて日々の家事にも支障をきたしており、誰かに相談する発想もなかったと話した。A については就学前から発達の遅れを感じつつも、叱責するだけの対応だったという。母は話をしながら自分の頭の中が整理できたようで、最優先することとして、父としっかり話し合って家事育児に協力してもらうこと、次に末子の保育所の入所申請をすることを決めた。母方祖母の介護は、母方伯母を頼り、母の他の問題が落ち着いてから A の発達検査をどうするか考えたいと話した。SSW の報告を聞いた校長は、早急に発達検査を勧めてほしいと希望するが、決めるのは母であり、母が落ち着けば子の行動も落ち着く可能性が高いので、様子を見てほしいと伝えた。

Standard 2-5：生活の質向上・環境改善

SSW は、児童生徒の、家庭・学校・地域での生活の質が向上するように、その環境を改善します。

中学 1 年生の男子生徒 A は小学校から不登校気味のため SSW が登校支援などを行っていた。A の父親は精神疾患を患っているために仕事に就くことができず、生活保護を受けている。中学入学当初より、ときどき欠席することはあったが、突然二週間連続の欠席があっ

たため、担任から SSW に相談があった。SSW は本人及び家庭の状況を把握するために家庭訪問を行い、本人に話を聞いたところ、父の調子が悪く、父の世話をしたり家事をしたりしていたため学校にいけなかったことが分かった。ヤングケアラーの状態ではないかと学校に相談し、家児相、保健センター、訪問看護事業所に繋げるようになった。関係機関との連携により、家庭内の状況把握ができるようになり、父が困っていた家事などの負担を軽減する福祉サービスを取り入れることができた。家庭の環境調整・環境改善をしたことにより、生徒本人の負担が減った。A は、自分の自由な時間を確保し、安定した家庭生活が送れるようになった。また、学校にも登校できるようになった。これらの支援では、良好な家庭環境の下で成長する権利と学習権を擁護することができたと言える。

Standard 2-6：ニーズの特定と充足

SSW は、学校や地域で把握しきれていない、児童生徒が学び成長する上でのニーズを特定し、それらが満たされるように支援します。

SSW は職員室での雑談の中で、最近中学生の男子生徒 A の欠席が目立つということを知り、担任からは提出物の遅れも目立つとの話を聞いた。SSW が A に話しかけようとするが、眠たそうにしていつも逃げられてしまう。SSW は校内委員会です承を得て、彼に必要な支援はなにかを把握するために、夜勤明けで在宅していた母親から話を聞いた。A の自宅であるアパートの一室には、洗濯物がたたまれずに山になっていた。最近離婚した母親は看護師をしており、仕事の都合で弟の保育園への送迎ができない日は、A に頼んでいた。A は弟を送った後は自宅に戻って寝てしまうのだという。SSW は、後日 A から「母の助けになりたい」「(欠席が多いから)部活の試合には出られない」などの言葉をなんとか聞きだした。それを母親や担任へ伝え、夜勤の夜は祖母に来てもらうことや、ヤングケアラー支援、ファミリーサポート*を導入し、民生児童委員の見守りもお願いした。その後 A は、以前のように中学生としての生活を取り戻していった。SSW は職員室での気づきから、アウトリーチによって見逃されていたニーズを見つけ、A の思いを代弁した。それにより支援の手が入り、A のエンパワメントを後押しすることができた。

*ファミリーサポート：地域間で子育ての援助を受けたい人と援助したい人が会員となって助ける仕組み。子ども子育て支援法に基づく市区町村の事業。

Standard 2-7：ソーシャルアクション

SSW は、児童生徒とその家族の権利を擁護するために、当事者や地域住民、その他関係者等とともに、社会資源の開発や制度・政策の改善等に向けた働きかけ（ソーシャルアクション）を行います。

中学3年生女子Aは父親、母親、妹2人（小5と4歳）の5人家族。昨年1月から欠席が目立つ。5月頃、養護教諭に「カッターナイフでリストカットをした。家事や妹たちの世話や妹の幼稚園のバスの送迎もしている。息抜きをする時間がなく、ストレスが溜まる。自殺したい」と涙ながら訴えた。母親は飲食店勤務で深夜に帰宅、父親は長距離トラックの運転手で不在がちである。本人に話を聞いているうちに、ヤングケアラーの疑いや様々な家庭の状況が判明した。両親から事情を聞いたが、共働きなので姉が家事や妹たちの面倒を見るのは当たり前だと事の重大さに気づいていなかった。

SSW は、母親の勤務シフトの変更、地域の人への幼稚園への送迎依頼、児童相談所による母親への助言、家事代行としてヘルパーの派遣、両親不在時のシルバー人材センターの方々による見守り、本人に対する別室での学習補充など、可能な支援や対応を様々検討し、各機関と連携しながら、本家族への支援を行った。その結果、本人の状態も安定し、高校進学への希望と学習意欲も高まり、リストカットも徐々に収まっていった。

しかし、SSW はこれまでに同様の課題を抱える生徒を何人も見てきているため、個別事案への対応を繰り返すのではなく、市として、課題を抱える思春期の子どもを包括的に支えるシステムを構築する必要があると考えた。そこで、他のSSWらと協議し、本件を例に挙げながら、思春期の子どもとその家族のための支援施策の充実を市に要請した。

Standard 3 多様性の尊重と社会的包摂

SSW は、個人、家族、集団、地域社会に存在する多様性を認識・尊重し、児童生徒やその家族が、自らの文化や特性について理解され、適切に対応してもらえる環境の下で支援を受けられることを保証します。

- 多様性に含まれるものの例：年齢、性別、障害、階級、出身地、肌の色、文化、言語、性的指向、ジェンダー、ジェンダー・アイデンティティとジェンダー表現、妊娠、滞在資格の有無、政治的イデオロギー、宗教、人種・民族、国籍

Standard 3-1：安全な環境実現の基盤

SSW は、多様性の理解と社会的包摂が、人々の間に寛容性と相互受容を生み、全ての児童生徒にとって安全な学校および地域社会が実現することを理解しています。

SSW が担当している X 中学校には様々な子どもたちがいる。A くんは文字を手書きすることは苦手だが、タブレット PC を使うと表現力豊かな文を書くことができる。B さんの母は外国人だが、B さんは日本で生まれ育ったため母の母国語は話せない。C さんは実父から虐待を受けて児童養護施設に入所中である。D さんは自分が女性であることに違和感があるものの、男性になりたいわけではなく、好きな人は特にいないので、自分が LGBTQ に当てはまるかどうか分からない。E さんのお母さんは精神疾患があり、家事はあまりできず、「死にたい」ということがある。F さんのお母さんは救急医で、お父さんは専業主夫だ。

例えば、教職員が「いつもご飯を作ってもらっているお母さんに感謝しないといけないよ」というような発言をすると、悪気がなくても C さん、E さん、F さんを傷つける可能性がある。マジョリティ側にいる人が「当たり前」「普通」と思っていることが本当にそうなのか振り返り、多様な児童生徒がいることを前提に、学校行事や掲示物やルール、教職員の発言などが多様性を尊重するものになっているか確認する姿勢が SSW にも必要である。

Standard 3-2：対応力の習得

SSW は、児童生徒の持つ文化の多様性に対応する力（カルチュラル・コンペテンス）の習得に努めています。

多様な文化や背景の人達にも関心を持ち、対応する力をどのように習得すればよいのか。

1) 知識の習得と理解 私の場合、日頃から何か新しいことばに出会うと、すぐ調べてみる習慣がある。話題になっているテーマやキーワードについては、新聞・TV・本等で複数のソースから調べてみる。社会福祉の分野は広いので、何が課題になっているか問題意識をもって調べる。セミナーや研修会にはできるだけ参加することで、課題を共に考え、多様性への理解力を得ることができる。

2) 新しい人との出会い 私は、地域で多文化共生分野の相談員をしていたので、多国籍ルーツの人々の相談に関わってきた。何等かの課題があっても、たくましく生きている、彼らの存在や生き方から多くを学んだ。また地域では、様々な当事者の会やイベントがある。背景や年代が異なる人たちとの交流は楽しく、偏見を減らし、新たな価値の発見や視野の拡大に役立つ。

3) 交流から共生へ 多様性ゆえに困難な課題を抱える人から相談や支援を求められたとき、これまで蓄えてきた知識や支援人脈を生かして役立ったこともあれば、困難な状況からあきらめ、逃げたくなったこともある。当事者に対する無理解や無意識の差別を自覚することもあった。だが、多様な背景の人たちも、同じ一人の人間として尊重され、認められなければならない。多様な人々と共に歩いていくことで、多様性のある共生社会を築く力を養っていきたいと思う。

Standard 3-3 : 差異に配慮した支援

SSW は、個人や集団における差異に配慮して支援を行います。

「～してあげたら QOL が向上するはず」という SSW の勝手な物差しで支援をすすめるのではなく、本人の意向を確認することが重要だ。例えば、中学3年生の A さんは、母親が外国籍のため、幼少期から日本と海外を行き来していた。そのうち何かの手違いから、日本に居ながらどこの中学にも籍がない状態になった。それを SSW が発見し、A さんは無事に地域の中学に復籍し、卒業が目前となった。A さんも親も高校進学を希望し、学力も十分であるため順調であると思われたが、信仰している宗教等の事情から、進学を断念する話に変わっていった。宗教活動と進学が拮抗することは理解しがたく、教員達は、「進学をしないのはもったいない!」と説得した。しかし、A さんの考えは変わらなかった。SSW は、国民性・民族性の違いから、A さんやその家族が生活で重要視するものは、“一般的な日本人の考え”とは異なる点を理解し、学校にもそれを伝えた。

また、中学2年生の B さんは、自分の性別に違和感を感じていたものの、保護者には言えず、そのことを養護教諭に話した。どのような社会資源に結びつけたらよいかと養護教諭から SSW に相談があり、SSW が関わることとなった。デリケートな話題であったが、学校

生活でどのように行動するか、カミングアウトしたいかどうか、保護者や担任にどのように知らせたいかなどについて、Bさんの意向を確認しつつ、Bさんが社会で“折り合いをつけていく”ために有用な情報の提供も行った。

Standard 3-4：文化にあった資源の理解

SSWは、児童生徒の文化や特性に合った資源についての知識や理解を深めるため、不断に努力します。

新学期早々、海外から転入してきた新1年生のAは、集団生活も初めてで日本語もあまり理解できないことから、学習支援員を付けてもらった。担任は持ち物など家庭に連絡するものの、揃わないと困惑し、SSWに相談した。SSWは、身近にいる同じ国から来た留学生にその国の様子を聞いた。留学生によれば自国では給食時に使うフキンが紙ナフキンのみで、布フキンを洗って再使用する習慣はないと教えてくれた。

他に、多文化を知るための情報収集には、地域の国際化を推進することを目的として設置されている国際センターの利用も考えられる。国際センターでは多言語の対応までとはいかないが、地域の資源や情報を得ることができる。また対応言語も多く、様々な情報提供をしている県国際交流協会・多文化共生センターがある。

SSWが、その国の学校における学習内容や生活習慣などを担任に提供したことで、担任が学習用具の準備などを家庭に連絡しても、保護者にうまく伝わらなかったのだと気づき、児童の育ってきた背景を理解したことで、担任はゆとりをもって児童に接することができるようになった。

Standard 3-5：多様性尊重の環境づくり

SSWは、学校や地域が、個人や家族、集団や地域社会に存在する多様性を尊重し、全ての人を大切にする、望ましい環境となるように活動します。

高校でSSWをしているAさんは、多様性の尊重やアンコンシャスバイアス（無意識の偏見）をテーマにした教職員研修を行い、学校の身近なところで多様性尊重のためにできることをグループワークで検討した。生徒にとっても多様性の尊重を自分に身近なこととして考えられる機会にし、多様な大人と出会える場所が必要ではないかと考え、校内居場所カフェ*の運営団体に相談した。

校内居場所カフェのゲストとして発達障害のある人、LGBTQ当事者など何らかのマイ

ノリティ当事者性を持つ人に来てもらい、普段の生活で感じる困難や社会のバリアなどについて気軽に話せるイベントを企画した。

この企画を知った保護者から地域にもぜひ広げたいと声があがり、社会福祉協議会や地元の大学にも呼びかけて実行委員会をつくり、定期的に「ダイバーシティカフェ」として話せる場をつくる動きに繋がった。運営メンバーの中には様々なマイノリティ当事者もいる。ボランティアや参加者として高校生も継続的に関わる中で、最初は「摂食障害の B さん」「フィリピンルーツの C さん」という見方であったのが、「摂食障害で固形物は食べられず、ミルクティーとお笑いが好きな B さん」「フィリピンルーツで周りに気遣いができる C さん」など個別性を持った人としての関わりに変化してきたことを感じている。

*校内居場所カフェ：校内で開かれているカフェで、支援団体のスタッフや大学生ボランティアなどによって運営されており、生徒たちは昼休みや放課後などに利用できる。臨床心理士や社会福祉士等がスタッフとして関わっているところもある。

Standard 4 専門性の発揮

SSW は、全児童生徒の最善の利益を追求するために、積極的にソーシャルワークの専門性を発揮し、活動します。

Standard 4-1：役割周知・実践展開促進

SSW は、率先して SSW の役割についての理解を広めつつ、ソーシャルワーク実践の展開を促進します。

新年度に配置された中学校は市内でも不登校生徒数が多い中学校だった。当該校では担任による家庭訪問、教育支援センターの紹介や通級指導等の不登校対策を行っていたが、増え続ける不登校生徒への対応に不登校対応加配教員*は苦慮していた。そこで SSW は、加配教員に SSW と一緒に不登校対策に取り組むことを提案した。それは、Standard4 の①「率先して SSW の役割について理解を広めつつ、ソーシャルワーク実践の展開を促進する」ための行動のひとつであった。SSW はソーシャルワークの視点から、不登校は人と環境との交互作用によって改善が見込めるようになることや、その際本人や家庭・学校等がもつ強みや良さを活用すること、そしてそれらを組織として支援し実践していく方法としてケース会議があること等について説明した。加配教員はこれらの説明に賛同し、ケース会議の開催についても快諾した。その後、校長の了承も得られたため実践に移していった。まず、SSW についての説明チラシを作成し校内でミニ研修会を行うと、不登校の相談が SSW に入りだした。その後ケース会議を活用しながら組織で取り組めるよう体制づくりを進めていった。また、月 1 回の市教育委員会との連絡会ではスクールソーシャルワークの視点を活用した成果と課題について話し合う機会を提案し、市としての実践の検証にも繋げていった。

*不登校対応加配教員：不登校の未然防止、早期対応などの取り組みの中心となる加配教員（定員に上乗せして配置する教員）。

Standard 4-2：自己の役割省察・積極的活動

SSW は、実践過程において、目標達成のために自らが行うべきことを省察し、周囲の人々に働きかけつつ、自ら率先して動きます。

私は 1 つの中学区にて配置型で働いている SSW である。私が担当する A 中学校では週に 1 回ずつの生徒指導部会と、教育相談部会が行われている。生徒指導部会では主に非行系の

生徒や怠学傾向のある生徒の情報共有と対応について話し合いが行われ、教育相談部会では不登校や、登校しぶりなど心因性の生徒の情報共有と対応について話し合いが行われている。この部会において SSW はコンサルテーションと教員の福祉の視点を育てるという役割を担っている。それぞれの課題に対し活用できるサービスや制度、機関の紹介を行い、また小学校時代の生徒の情報や、小学校やこども園に在籍するきょうだいの様子、家庭環境などの情報を伝え、課題が生まれる背景や、生徒を取り巻く環境について伝えることで、生徒理解を深めてもらい、適切な支援が行われるよう働きかけている。

生徒の課題に対し、学校の対応だけでは解決が難しいケースに関しては SSW が中心となり関係機関と調整を行い、ケース会議を行っている。ケース会議を行うにあたり、参加者へ報告してほしい情報や、課題に対し参加者の活用したいポイントなどをあらかじめ伝え、会議の下準備を行うことで、会議の方向性が明確になり、適切な役割分担が行えるようになる。

Standard 4-3 : 効果の可視化

SSW は、支援の効果を目に見える形で出していきます。

中学 1 年生の A は不登校で、SSW が関わっている。週に 1 回、担任が家庭訪問を行っていたが、面談にて SSW が母親に家庭での様子を尋ねると、担任が家庭訪問をした後、A は不機嫌になり家庭で暴言を吐くこともあるとのことだった。また、夫婦関係が悪化し家庭内の雰囲気が悪いとも話した。そのため、担任に家庭訪問の回数を減らすことを SSW より提案したが、担任には「不登校の生徒には家庭訪問をすることが必要である」という考えがあり、SSW の提案には否定的だった。

それでも、SSW が担任と支援方針を話し合う中で、現時点では家庭訪問を控え、まず家族関係を良好にすることが優先事項であることの共通認識を得た。そこで、母親・担任と SSW とで月に一度学校で面談を行うこと、面談では質問を控え、母親の話を傾聴するように心がけることを確認した。面談後は、A の生活状況や母親の様子について、担任と SSW で振り返り、面談記録を作成した。数か月後、記録を再度確認し、母親からの不満や心配の発言が減ったこと、家事を手伝うなど A の生活状況に肯定的な変化があったこと、また、面談中の母親の笑顔が増えたことなどが確認できた。

なお、そのころまでには、登校第一とする担任の考えが変化し、母親と電話でやり取りする際に、母親が子どもに肯定的な対応ができたことを認める声がけをしたり、手伝いをするようになる等の家庭内での子どもの小さな変化を母親と一緒に喜んだりするようになっていた。そんな担任の変化も SSW の記録には残されている。

Standard 4-4 : 地域についての認識

SSW は、問題意識をもって地域に目を向け、地域で起こっていることに気づくようにします。

A 小学校は、駅周辺の再開発計画整備で、新型コロナ感染時代に新設された学校である。通学区域内には大規模マンションや商業施設があり交通のアクセスもよいので、当初の見込みより大幅に児童数が増加している。また、小学校における 35 人学級の導入開始もあり、学級数が増えて教室の不足がでている。現在も工事は続いており、今後も児童数が増えることが予測されるため、校舎の整備が進められている。数年後には、校庭に 5 階建の校舎が新築される予定だが、それまでは、現存の特別教室等を教室にすることや給食室を改築することで対処している。当然、児童の学習や遊びの環境にも影響が出ており、特に、新型コロナ感染期は、感染予防対策をした入学式、始業式の実施や感染症の流行による休校、登校再開後もマスクの着用が義務付けられ、一定の間隔を空けることを求められるなど、楽しいはずの給食も黙食を余儀なくされていた。このような生活はかなり解消されているが、今度は、ハード面での窮屈さや工事車両の出入りも始まるなど、落ち着かない環境の中、学校生活にもさまざまな活動制限が出ている。一方、この地域は交通量が多く、商業施設が多いため、子どもが外で遊べる場所はほとんどない。これらは、児童の発達成長に、少なからず影響を及ぼしている。

Standard 4-5 : 環境改善のための働きかけ

SSW は、児童生徒を取り巻く環境を改善するための働きかけを行います。個人への働きかけにとどまらず、学校内組織や学校風土の改善、社会資源の開発にも携わります。

山間部にある小規模校に在籍する小学 3 年生男児の A は不登校であり、精神障がいのある母親と 2 人暮らしをしている。母子は A が 1 年生まで都市部で暮らしていた。母は、自身の症状や子育てに悩んだ末にこの地域に転入してきた。母は静かな山里で過ごしていることが有難いので、少くらしい息子が学校を休んでもそっとしておいて欲しいと訴えた。そのため、不登校改善に向けた学校からの提案には消極的だった。学校から支援要請があった SSW は、母が受診している病院のソーシャルワーカー、家庭児童相談員、民生委員、児童相談所の児童福祉司を集めてケース会議を実施した。その後、A は要対協に登録され、支援継続となった。学校は転入直後から母との信頼関係構築が難しいようだったが、地域の保健師が精神科医と連携して家庭訪問で母への支援を始めた。また児童福祉司と SSW が A への面接を担当することになり、児童福祉司はネグレクトを疑い、SSW は学校への適応状況をアセスメントする目的で面接を継続した。SSW は学校と協議し、当該母への支援目的で精神科医

を招いて精神障がいがある保護者支援について教職員及び周囲支援者を対象に研修会を実施した。SSW は地元公民館活動に小学生の子を持つ親子が集える子育て茶話会を計画して、他の保護者と母が繋がれる場所を計画した。その後、少しずつ A は登校できる日が増えていき、母も地元で馴染んでいった。

Standard 4-6 : 関係構築とチームアプローチ

SSW は、関係する人々と信頼関係を構築し、チームで仕事を行います。関係構築およびチームアプローチは SSW の専門的スキルの一部であり、実践の全過程を導く基盤となります。

小学3年生男児Aさんは、日頃から遅刻や友達とのトラブルが多く、その都度担任が指導をするが改善されずにいた。次第にAさんと担任との関係は悪化しAさんの母親とも連絡がつかなくなっていった。困った担任は日頃から他の児童の支援について意見交換をしていたSSWへ相談をした。相談を受けたSSWは、自分がAさんと面談をして、Aさんとの関係を構築するところから支援を進めていくことを担任に提案した。SSWがAさんと面談を繰り返すうちにAさんの母親が経済的に困っているかもしれないことが分かったため、後日SSWと母親が面談をした結果、学童保育*の利用と就学援助*申請に繋げるようになった。その後、小学校、学童保育、家児相でケース会議を開催し支援を開始したことで、学校と学童保育間の連携が可能になった。しかし、以前に他のケースで当該学校と家児相との間に誤解が生じた経験があったことから、当該学校と家児相との連携がうまく進まなかった。そこで、日ごろから家児相と交流し関係が構築できているSSWが両者間の仲介を行ったところ、次第に学校・家児相間の連携が進みだし、チームアプローチへと繋がっていった。こうして関係する人々との信頼関係を軸にしながらチームでAさんとAさんの母親を支えていった結果、Aさんの遅刻やトラブルは減っていった。

*学童保育：正式名称は放課後児童クラブ。保護者が昼間仕事などで留守になっている家庭の小中学生児童を対象に、放課後や夏休みなどに家庭に代わる生活の場を提供し、児童の健全育成を図る施設。

*就学援助：経済的な理由により児童生徒を就学させることが困難な家庭に対して、学用品費等を支給する制度。

Standard 4-7：研修活動を通じた理解増進

SSW は、学校教職員や保護者等に対して研修活動を行い、児童生徒を取り巻く環境や福祉課題についての理解増進に努めます。それが、尊重と互惠に基づく、誰もが安心して暮らせる地域社会の構築につながると確信しています。

複数の小学校から不登校の児童生徒の相談があり、対応について教育委員会の担当者に報告していたところ、早寝早起きなど、生活習慣を整えることが不登校の未然防止になるという話になった。特に入学前から生活習慣を整えることで、学校生活にも適応しやすくなることが考えられた。一方で、ひとり親家庭等、様々な事情を抱える家庭があり、各家庭の状況に応じた対応が必要であることも話し合われた。そこで、家庭の事情があることを踏まえ、無理のない範囲で子どもとの時間を大切にしながら入学前の生活習慣を整えていくことの大切さと、学校生活だけでなく日常生活において困ったときや悩んだときの相談先をテーマとして、小学校で毎年行われる就学前健診の保護者対象研修を利用して SSW から説明を行った。この研修を通して、子どもを取り巻く環境を整える必要性についての理解と、一人で抱え込まず気軽に相談し合える雰囲気づくりをしていくことで、みんなが安心して過ごせることにつながることへの理解を保護者に促すことができた。研修会後には、開催した学校内で教員と振り返りを行い、子どもや保護者から相談があった際の具体的な対応について共有した。

Standard 5 アセスメント

SSW は、児童生徒の社会的・情緒的・行動面の成長および学校生活の質の向上を目指します。そのために、個人や家族、学級や学校などのシステムや組織、また、地域のアセスメント（見立て）を行います。

Standard 5-1：情報収集と分析の内容

SSW は、児童生徒やその家族、学校教職員のニーズ、特徴、相互関係や、地域の特性などに関する情報を収集し、それらを分析し、必要な支援を見極めることに役立てます。

母親が入院してから学校で不応適を起こしている個別支援級の小学 1 年生 A 子は最近、集団行動を嫌がり一人で行動することが増えている。学校では教員がつきっきりで本児を見守っている。父親は毎朝本児を送ってきては、校門に立って迎える生活指導主任に、いろいろ困っていることを相談していた。そこで、生活指導主任から父親に SSW のことを紹介したところ、父親参加のもとでのケース会議を開催することになり、ケース会議の進行は SSW が行うこととなった。

SSW はケース会議の前に、本児の学校での様子を観察したり、本児の個人情報（特性など）の資料提供を受けたり、近隣の放課後等デイサービス事業所に問い合わせ、受け入れの空き情報の確認などを行った。ケース会議は、父親・生徒指導担当教諭・担任・SSW で行い、父親から、家庭での本児の様子、家族構成や家族関係、母親の病歴・病状、退院の見込みなどを聞き取ることができた。家族は父親・母親・本児の 3 人家族で近くに支援を受けられる親族は居ない。父親は会社員であり、今は上司に頼んで在宅ワークにしてもらっているが、いつまでもというわけにはいかない、母親の退院のめどはたっていない、言うことを聞かない本児にイライラするときがある、との話もあり、SSW は緊急性、優先順位も考えながら、支援策を検討することとした。

*放課後等デイサービス：障害のある就学児に対して、授業終了後や学校休業日に、学校や家庭以外の場で発達支援を提供する児童福祉法に基づく通所施設。

Standard 5-2：様々な情報収集源

SSW は、児童生徒やその家族、学校・地域の関係者など、当事者および当事者にかかわる様々な立場の人から情報を収集します。

小学5年生のAは母、2歳の妹と3人で暮らしている。Aは4年生まで遅刻もなく、友達関係も良好だった。しかし、5年生の2学期に入ると休みがちになり、宿題も忘れるようになった。心配になった担任は管理職に相談し、管理職がSSWに支援を依頼した。SSWはまず、担任と養護教諭から話を聴き、Aは忘れ物が多く、一人でいることが多いことや、腹痛等で何度も保健室を利用していることが分かった。また、SCが本人と定期的に会っていることも分かり、本人の了解を得て、SCと情報共有を行った。SCとの面接の中では、本人が「生活がしんどい」と吐露していること、母が市役所で相談をしていることが分かった。その後SSWは担任と共に家庭を訪れ、母と面談した。母は、妹の体調が悪く仕事を休むことが増えたことから解雇されたこと、自分の身体の状態も良くないために、Aの世話まで行き届かず、むしろAに家事を任せることも多いと述べた。また、母が相談しているのは生活困窮者自立支援事業担当だとわかった。母の許可を得て、担当者より話を聴いたところ、Aはこの担当者に、「母は寝込むことが多いため、自分が家事の手伝いをしている」と話していることが分かった。また学用品購入について母に頼むことができないでいることも分かった。さらに、社会福祉協議会や家児相が貸付や家庭訪問も検討していることが分かった。そこで、Aの家族に関わっている地域の関係機関の職員に集ってもらい、学校でケース会議を行うことにした。ケース会議では、情報交換を行い、具体的支援方策を検討することとなった。

Standard 5-3：様々な情報収集方法

SSWは、個別の聞き取りや観察、会議への参加など、様々な方法で情報を収集します。

小学校低学年のA君は入学直後から、ささいなことでカッとなり、暴言や暴力によってトラブルを引き起こしていた。ある日、A君が同級生のBさんを突き飛ばしてけがをさせるという校内暴力事案が発生した。Bさんの保護者から要望があり、A君の保護者同意の下、ひとまずA君を空き教室で個別対応することになった。今後の方向性を決めるケース会議を実施したところ、Bさんも負けず嫌いで主導権を握りたいタイプであり、双方の争いの結果、事案が発生したと判明するが、なぜか学校側はA君に対する非難の意見が多かった。

一方で担任は、個別対応の間、A君の気持ちを聞き取るうちに認知のゆがみを感じ取り、考え方を訂正する指導を行った。その上で、「SSWの助言もほしい」と依頼があり、A君の行動観察と面談を行った。面談でA君は、簡単な質問に答えられず、両親は外国人で、家では母国語を使用しており、家族で日本語が一番上手なのは自分だと話した。そこで、日本語能力に課題があるのではとSSWが助言すると、学校側は「A君の暴言を聞くとそうは思えない」と反発。管理職を筆頭に、A君の暴言のひどさに学校側は疲弊していたが、A君の日本語の偏りを感じる先生もあり、最終的に日本語指導を行う方針が採用された。A君は担

任による考え方についての指導と日本語指導により、自分の気持ちが言えるようになり、暴言や暴力が激減した。

Standard 5-4 : エコロジカル・ストレングス

SSW は、エコロジカルな視点から児童生徒を取り巻く環境を総合的に把握し、ストレングス視点で児童生徒やその家族、学級や学校、地域の強みを見出し、また、それを活かしたアセスメントを行います。

小学 4 年生女兒 A さんは母親が再婚し、その後すぐに妹が生まれた。まもなく A さんの欠席が増え始めたため、心配した担任が A さんから話を聞いたところ、A さんは「自分なんていなければいい。」と話した。担任から相談を受けた SSW は、エコロジカル視点を基に A さんが置かれている環境の把握を行った。その結果、A さんの母親は再婚前から仕事や自分自身の恋愛で忙しくしており、そのことで A さんは寂しい思いをしていたが、そこへ新しい家族が増えたことや学校での仲間関係が変化したことが重なり、疎外感を感じて自己肯定感を低下させていった。これらのことが A さんの欠席増加につながったとの見立てをした。一方で、A さんは学習発表会の配役を決める際にクラスメイトからの推薦を受けるなど良好な友人関係があり、また、花の世話が好きであること、学校には地域の人が“花壇ボランティア”として花壇の手入れをしていることなど、本人及び学校・地域のストレングスも確認できていた。そこで、学習発表会でクラスメイトと協力して演劇に取り組む A さんの姿を見てもらうよう担任が両親に呼びかけたり、学校が A さんと地域の花壇ボランティア団体との仲介をしたりして、A さんのエンパワメントを目指した。こうして A さんを取り巻く環境を総合的に把握し、それぞれの強みが活かせるようアセスメントをして取り組んだ結果、次第に A さんの欠席は減っていった。

Standard 5-5 : 客観的データ・実効性

SSW は、信頼性のある、客観的なデータを用いることにより、実効性のあるアセスメントを行います。

校内委員会の中で、感情のコントロールができず、教室で物を壊したり暴れてしまったりする児童の名称があがった。本人も自分がなぜ暴れてしまうのかわからず、保護者も懐疑的であったため、本人、保護者も入ったケース会議を行ったらしいのではないかとのことになった。その会議の中で、いつどんなときに本人が暴れてしまうのかを把握し、それを家庭

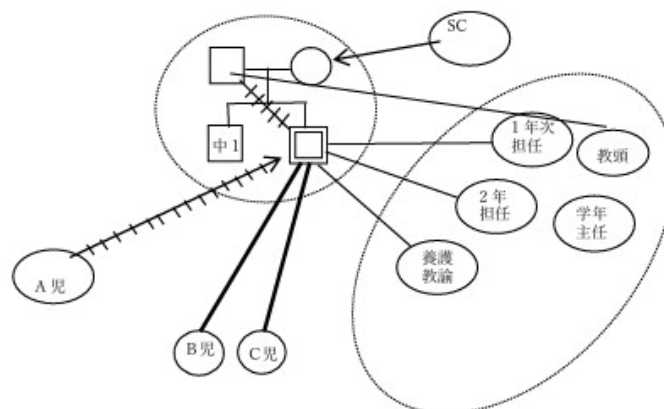
との連携に活用することにした。そのため、時間割の中でいつ暴れてしまうのかを担当に記録してもらうことになった。担任の記録したデータをもとに、同じメンバーで2回目の校内ケース会議を行った。データから、午前中に、いらいらして友だちとトラブルを起こすことが多い、特に、1時間目から暴れる日は、給食をがつつと食べる様子がうかがえた。保護者の発言からは、朝ご飯を食べていないなど家庭での朝の状況がわかり、今後は家庭と学校が情報共有しながら連携を行い、本人が安定して学校生活を送れる環境づくりをすることになった。このように、データをもとにしたことによって、本人の行動の背景要因が明らかになり、保護者も家庭での様子を会議の中で発言しやすくなった。その結果、家庭と学校の関係が密になり、学校、家庭、SSWの協力関係でアセスメントに基づいた支援をすることができた。

Standard 5-6：視覚化・体系化、共有

SSWは、エコマップの作成やアセスメントシートの利用等により、情報を視覚化、体系化し、関係者と共有します。

小学校2年生の児童Dは9月に入り遅刻・欠席が増えてきた。このままでは不登校になるのではないかと母親が心配し担任に相談した。家庭環境調査票や本人からの聞き取りによって以下のようなことが明らかになった。

- ・児童A、B、Cは同級生である。
- ・AはDに意地悪をする。
- ・BとCはDと仲良しである。
- ・教頭先生は父親が中学校の時の部活の顧問であった。
- ・父は学校に行きたくないのは甘えているからだと言って叱る。



ジェノグラム・エコマップ*を作成することで、A と D との関係、父親と D との関係など関係性が可視化される。SSW は主に担任や保護者、D にかかわりを持っていた先生からの聞き取りをもとにジェノグラム・エコマップ入りのアセスメントシートを作成した。ケース会議においてアセスメントシートを活用することで新たな気づきや情報の確認もでき、児童を取り巻く状況について共通理解を図ることができた。そして全体の状況を俯瞰することができ、介入の焦点が明らかになった。

*ジェノグラム：家族構成を図式で表現するもの

*エコマップ：本人（支援対象者）を中心に、その周辺にある社会資源の相関関係を表した地図

Standard 5-7：協働でのアセスメント

SSW は、児童生徒やその家族、学校、また必要に応じて地域の関係者との協働により、アセスメントを行います。

小学6年生の女兒 A は9月から不登校となった。担任が家庭訪問をすると、「うん、明日は行く」と表情も良く話すが、欠席は続いていた。担任は初任者であり、運動会の準備に追われ、学年主任に報告できずに3週間が過ぎた。養護教諭から教頭に連絡が入り、ケース会議を開催することとなった。ケース会議には管理職、教育相談、生徒指導、養護教諭、担任、学年主任、元担任等が出席し、情報共有をした結果、母子家庭の転入生で、父親のDVが理由であったこと、小学3年生あたりから、精神的に不安定な母親は、リストカットを繰り返し、本児は「母をほっておけない」と養護教諭に相談していたこと、また、その後、内縁関係の男性が家に入出入りし、母親が妊娠していることが判明した。

そこで、SSW は、特定妊婦及びヤングケアラー状況の疑いもあるため、要支援児童として通告することを管理職に働きかけ、要対協の地区担当者とケース会議を行った。母親は、前市の要対協では把握されておらず、望まない妊娠でつわりもひどく、精神科の医療ソーシャルワーカーからは、母親のうつ病が悪化していることが要対協の医療連携で明らかになった。また、本児は家事全般を担うだけでなく、精神的に不安定な母親に寄り添う感情労働も多く、精神的にパワーレスになっているとの見立てがなされた。そのため、精神科の訪問看護と市の家事支援のヘルパーサービスを利用できるように調整した。母親の精神状態が改善するとともに、限定的ではあるが本児の登校が可能となった。家庭に支援が入る日は登校でき、サポートルームを活用してから教室に行くことができるようになった。

Standard 6 計画と実施

SSW は、アセスメントに基づき、また、実証された効果的な実践方法を理解して、実践計画を立て、それを実施します。

Standard 6-1：支援計画に含まれる内容

SSW は、児童生徒の支援を行う際、包括的アセスメントに基づき、目標と達成課題、評価方法と結果の判定基準を含む支援計画を立てます。このプロセスは、学校関係者等とともにチームで行われます。

個別支援級に通う小学1年生のA子は母親が精神疾患で入院し、集団適応悪化、学習にも取り組まなくなりました。まず、1回目の父親が参加した校内ケース会議で包括的アセスメントを行い、3つの課題を確認した。

- ①母親が入院してから、学校で落ち着いて学習に取り組めていない
- ②育児家事負担が父親一人にかかり、父親のストレスになっている
- ③今後母親が退院しても療養が必要であるが、退院後の家庭支援体制が無い

つぎに、そのために何をするか、支援目標を4つ立てた。

- ② 本児が集団の中でおちついて過ごし、学習に取り組めるようになる
- ②早急に放課後等デイサービス*につなぎ、本児が安心して過ごせる時間と場所を確保する
- ③父親の心理的支援
- ③ 母親退院後の家庭支援体制を、母親入院中に整える

①が大目標、②～④は、①に到達するための達成課題（小目標）である。そして、その進捗状況は、当面は月に1回、父親・生徒指導主任・担任・SSW、必要に応じて関係機関等が参加したケース会議でモニタリングを行うこととした。①は学校が、関係教職員で家庭状況を共有し、本児への声掛け、配慮を行った。②は父親が、本人を連れていくつかの地域の放課後等デイサービスを見学し、家児相に足を運び受給者証の申請手続きを行った。③は父親にSC相談を紹介した。④は父親が精力的に動き、医療機関での退院カンファレンスが済み、訪問看護、家事支援サービス等の手配が済んだと父親から報告があった。

*放課後等デイサービス：Standard 5-1 欄外の説明を参照のこと。

Standard 6-2：目標設定と権利擁護

SSW は、支援の目標が、児童生徒の権利を護り、成長・発達を促し、エンパワメントにつながるものであることを確認します。

学校には行きたいが教室に足が向かない小学 6 年生 A の対応について、当初学校では別室登校は考えてはいなかった。しかし A は学校には来たいと思っており、それを知った SSW は、教員らに交渉し、A の別室登校を認めてもらった。それにより、A 児の学習する権利を保障することができた。

A は絵を描いたり、物を作ったりすることが好きで得意としている。SSW は教室復帰を目指して A と担任とともに目標と一緒に考え、目標を「図工の時間は教室で過ごす」こととした。目標を達成するために別室で図工の予習を担任と行う。また A が安心してクラスに居られる場所はどこなのか、SSW は担任とともに A の考えを聞き(意見表明権の保障)、教室の後ろの出入り口に一番近い座席とした。図工が得意なことから担任は、本人の意向も聞き、A 児を掲示係にした。別室で掲示物を作成し、担任がそれを教室掲示に活かしている。それは A 児の「参加する権利」の保障でもあり、それらを通して A にはクラスの一員としての所属意識も生まれてきた。A 児は図工の授業を少しずつ教室で受けることができるようになり、教室で過ごすことができる自信につながっていった。

Standard 6-3：当事者の参画

SSW は、できる限り児童生徒本人やその家族が計画段階から参画し、自らのニーズや意見、希望を支援計画に反映できるように勇気づけます（アドボカシーを行います）。

中学 1 年生である女子生徒 A は母と 2 人で暮らしている。母は南アジアの国から働くために来日。日本で男性と知り合い結婚、本児が生まれた。しかし、本児が小学 4 年生の時に父は病気のため亡くなった。それ以降、A は万引きや夜間徘徊を行い、何度も少年補導センター*に補導され、一時保護を行うなど児童相談所も介入することになった。母は養育に困り何度も学校に相談しており、母は SC と繋がっていたが、A は拒否している。

対応に苦慮した学校から SSW に支援の依頼が入った。SSW は関係機関からも情報を得る一方で、A と母の思いに寄り添い、A 及び母と一緒に今後の取り組みについて考えていった。学校は本人が登校した時、孤独にならないよう過ごしやすい場所を提案し、養護教諭や生徒指導係が側にいるようにした。そのうち、本人が母の男性関係のしんどさや放置されることに対しての苛立ちを吐露した。SSW が母に今の生活状況について尋ねたところ、母が異国での生活のしんどさや寂しさ等を話した。学校は母と本人に対して、今の思いや今後の

生活など話し合う機会を設けることを提案し、了承を得た。そして、母と A 本人が参加するケース会議が行われることになった。その際には互いに自分の思いを話し、否定されることのないよう、二次被害を防ぐことを意識しながら、SSW はファシリテーターとして対応することになった。

*少年補導センター：少年非行の防止のために市町村に設置されており、補導、パトロール、有害チラシの撤去などの活動を行っている。

Standard 6-4：支援理由と方法の明示

SSW は、支援の理由と方法を明らかにし、児童生徒本人やその関係者と共通理解を形成した上で支援を実施します。

小学1年生から不登校である A に対して、未就労の母親は登校しない A にいら立つことがある。現状が続くと虐待に発展しかねないということで、家庭児童相談室より学校経由で SSW へ協力依頼があった。後日、家庭児童相談員に同行し家庭訪問をした際、母親が体調を崩したとき食事の用意ができなかったと聞き取った。SSW は要対協ケース会議に出席し、母子の現状を共有、支援方針の協議に参加した。SSW は、母子が離れて過ごせる場所の確保や、訪問支援の導入を提案した。学校は教育支援センターへの入室を検討していたが、現状を把握できたことで、「母子の安全」の支援を優先にすることを理解した。SSW は、「外は怖くて一人では出たくない」という A や、「日ごろから食事の用意が辛い」という母の思いや希望などを聞いた上で、障害福祉課と連携し、女兒へ送迎付きの放課後等デイサービスの利用と、母親へホームヘルパー利用を提案し、了承を得た。日中母子が離れたことで衝突が減り虐待予防にもなっている。関係機関や当事者との共通理解を形成することで、優先すべき支援を速やかに導入でき、虐待予防への対応にもつながった。

Standard 6-5：最新情報収集・活用

SSW は、実践の方法に関する最新の情報を収集し、それらを活用します。

SSW は担当地区の各学校で「不登校対策支援プラン」*を見せてもらった。自治体で示された記入例と似た独自性の少ないプランが殆どだった。また、SSW は不登校対策チームの構成員であるにもかかわらず、発達支援、未然防止、早期発見、困難課題対応のいずれのレベルでの計画の中にも SSW のことに言及がなかった。そこで、SSW は全ての層に関わることができると伝え、来年度の支援プラン策定会議に参加させてもらうことにした。教育委員

会の「不登校支援事業」や各種団体や個人が行っている学習支援、ものづくり、子ども食堂などの「学校以外の居場所」は多様な経験ができる社会資源であり、4つの層への対応策にもなると学校に説明した。最新の情報を提供するだけでなく、SSWがそれらの社会資源と協働することで、ある中学3年生の不登校の生徒は、卒業後の進路として高校生対象の不登校支援機関をSSWと一緒に見学することができた。教育委員会にはその報告をし、次年度の支援事業計画の参考にしてもらった。SSWは様々な職能団体、学会の大会や講演会等で発達障害、愛着障害、PTSD、虐待、DV、性暴力、防災、政策や法制度改正等を学んだ。それを学校・保護者・地域向けの研修で伝え、子どもへの理解促進を図った。

*不登校対策支援プラン：この自治体では、市町村及び学校レベルで、それぞれプランを作成している。生徒指導提要に示されている“生徒指導における重層的支援構造”に基づき、支援目標と取り組み計画を策定している。

*生徒指導における重層的支援構造：全ての児童生徒を対象とした「発達支持的生徒指導」と「課題予防的生徒指導：課題未然防止教育」、一部の児童生徒を対象とした「課題予防的生徒指導：課題早期発見対応」、特定の生徒を対象とした「困難課題対応的生徒指導」から成る。

Standard 6-6：ストレンクス活用

SSWは、効果的な実践を行うために、児童生徒個人、その友人や仲間集団、家族、学級、学校、地域の社会資源などの持つストレンクス（強み）を活用します。

中学2年生のAは父と母、妹の4人暮らしをしている。父母は就労しているが、非正規雇用により収入が少なく、夜遅くまで働いている。家事や妹の世話はAがしており、Aは家で宿題をする時間もなく、遅刻も多い。学校は心配し、SSWに支援を依頼。SSWは本人や家族の状況を把握し、本人や家族のしんどさだけではなく、頑張っていることや強さを支えるためにはどうしたらよいかを意識しながら、情報収集を行った。その結果、Aは家族のために家事を担おうとし、両親は収入を増やし、こども達のために学費等を稼ぐ努力していることが分かった。また、両親はAに家事を任せることを心苦しいと感じていることも分かってきた。

SSWは家族や本人の生きようとする力を大事にしながら、学校と一緒にアセスメントを行い、支援体制をつくった。本人が登校しやすいようサポートルームの活用、本人との面談機会を設けた。生活困窮者自立支援制度の相談員は学習支援や就労支援、児童福祉では養育支援や居場所支援を行った。また、社会福祉協議会より生活福祉資金案内や食料支援等が行われた。民生児童委員もこども達を地域で見守ることになった。両親は自分達だけで家庭を支えないといけなかったと思っていたが、地域の尽力を得て、助けてもらうことも力だと感じるようになった。本人も支援を受けるようになり、人との関係の中で笑顔がでるようになった。

Standard 6-7：多層レベルへの働きかけ

SSW は、目標達成のために、児童生徒個人、その友人や仲間集団、家族、学級、学校、地域など様々なレベルに働きかけます。

小学6年生男児 A 君による同級生 B 君へのいじめ行為が発覚し、学校が対応を始めた。母は A 君のことを他の兄弟と比べて育てにくいと感じていたらしく、A 君にどのような支援をしたら良いか教えてほしいと母親から学校に相談があったため、学校は SSW に支援要請をした。SSW は A 君の保護者との面接を繰り返し、A 君は発達検査を受けることになった。その結果を保護者、学校、SSW で共有し、これまでの A 君への支援方法の見直し、支援計画の作成などを協働した。B 君に関しては SC に面接を通したアセスメントを依頼し、担任、SC、SSW で定期的に情報共有した。また、SSW は A 君と B 君のクラスの授業を観察したり、他の子達とのコミュニケーションの様子を SC と観察したりすることで、いじめに気付ける集団作りについて担任と協議した。その取り組みを管理職、生徒指導主事と共有したところ、校内いじめ基本方針の改訂につながり、より活用しやすくするためにフローチャートを加えた概要版を作成することになった。SSW の一連の働きかけにより、A 君は検査がきっかけで医療につながり療育も利用することになっている。B 君は、SC との面接を継続する中で A 君と会ってもいいなという思いに変容している。B 君の安心安全のために今後も見守りを継続することとした。

Standard 7 連携

SSW は、実践目標を達成するために、保護者や学校教職員および地域の関係者と連携します。連携とは、課題への理解と目標を共有し、協働して取り組むことを言います。

Standard 7-1：意義理解

SSW は、連携に基づく実践が、関係者間の結びつきや一体感（社会的結束）を促進すること、そしてそれが、児童生徒が守られ育まれる包摂的な環境を作るために不可欠であることを理解しています。

A 連絡会の前身は、十数年前に、不登校やひきこもりの子どもを持つ親たちが、悩みを出したり情報交換したりする親の会だったが、子どもたちの状況に応じた支援や情報が必要だと感じるようになり、区役所に相談し、社会福祉協議会のバックアップもあって、地域でのつながりや連携を目的とした連絡会に発展した。現在では、子ども若者を中心とした支援ネットワークに広がっている。数年前から社会福祉協議会が事務局となり、現在では、月1回の定例会や研修会を行っている。子ども（地域）食堂、居場所、親の会、若者支援団体、基幹相談支援センター*、生活支援センター、就労支援事業所、区役所、SSW が参加しており、多職種だけではなく、NPO や地域の任意団体が、顔の見える関係づくり、そしてお互いの強みを知り、当事者のニーズに添って、必要な支援や伴走支援ができる関係づくりや連携を目指している。自分の所で対応できない相談は、他の機関や団体に繋げたりもしている。最近では、地域共生社会に向けて、地域でのつながりを強める土壌づくりとしては、「子ども若者を取り巻く現状」をテーマとする地域向けの講演会を開催している。

*基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、障害者相談支援事業・成年後見制度利用支援事業等を担っている。地域の関係機関に対し、障害者等の支援に係る専門的助言も行っている。

Standard 7-2：信頼関係形成

SSW は、円滑な連携を行うために、日ごろから保護者や学校教職員、地域の関係者と良好なコミュニケーションを図り、信頼関係を形成します。

SSW として私は、保護者、児童生徒、保護者、学校教職員、地域の関係者へ積極的に挨拶をしている。地域の中の学校で SSW 活動をするためには、日常のコミュニケーションが

欠かせない。その理由は、挨拶から始まるコミュニケーションが信頼関係の構築に必要であると考えているからである。例えば、登下校の際に校門の外に立ち、児童生徒以外にも、学校の前を通行する地域の人へ大きな声と笑顔で挨拶をする。また、行政や関係機関との会議等においても、SSW 自ら積極的に挨拶と声かけを行っている。そうすることにより、顔の見える関係性が時間をかけて出来るのである。そして、学校においても、登下校以外の時間帯、昼休み等の時間には、児童生徒と一緒に話すことや、校門や遊具のそばに立つように心がけている。給食の前後の時間や掃除の時間も校内を巡回し、児童生徒に声をかけ、見守る。また、学校に保護者や地域の方が来られた際には、玄関へ迎えに出て、部屋まで案内することがある。SSW は学校教職員の一人であることを意識している。連携強化のためには、日常のコミュニケーションの積み重ねによって、信頼関係を構築する必要がある。

Standard 7-3：専門性・機能理解と分担

SSW は、関係者の専門性や機能を理解したうえで、役割分担を明確にし、支援を展開します。

中学 1 年生の女子生徒 Aさんは母子家庭で、Aさんの家庭は生活保護を受給している。母はうつ病だが受診を中断しており、母の不調で、Aさんは母の話を聞いたり、家事をしたりすることが増え、睡眠不足や心身の疲れが生じている。SSW は出欠状況や健康状態等、校内で情報収集し、担任や養護教諭を中心に Aさんの見守りを行っている。担任から母に Aさんの体調が心配であることを連絡し、家事負担を軽減できる方法がないか等を関係機関にも相談することについて、母の同意を得た。SSW がヤングケアラーケースとして、家児相に情報共有し、要対協に登録されることとなった。

その後、要対協の個別ケース検討会議で情報共有をし、以下のような役割分担を行った。生活保護担当ケースワーカーが保健師と一緒に家庭訪問し、母に受診勧奨とヘルパー利用の提案を行う。学校は、Aさんの見守りを継続し、定期的に家児相と情報共有を行う。また、Aさんの学習機会の確保と身近な大人に気持ちを話せる機会をつくることを目的として、生活困窮者対象の学習支援プログラムを利用するよう、学校から母に提案することとした。その後、基幹相談支援センター*の相談員が母に関わりをはじめ、ヘルパー利用を開始することができた。

*基幹相談支援センター：Standard7-1 欄外の説明を参照のこと。

Standard 7-4：情報共有

SSW は、関係者と情報共有（報告、連絡、相談を含む）を随時行い、連携を深めます。

6月のある日、放課後児童クラブ*指導員から教頭に「最近、小学1年生のAさんが、放課後児童クラブを休みがちです。家の都合で休んでいて心配です。」という連絡が入った。先月の教職員会議では、養護教諭から、「Aさんの就学前健診が医療機関での個別受診だった」こと、担任からは、「学習の遅れが気になる」ことが話され、教職員間とSSWにAさんの情報が共有されていた。校長・教頭から依頼を受けたSSWは、Aさんが生活保護世帯であるため、事前に生活保護担当ケースワーカー（以下、CW）に相談することを校長・教頭に提案したところ、ぜひそうしてほしいと言われた。そこで、Aさんの住む地区を担当しているCWと連携を図ることにした。SSWは、市役所のCWに事前に電話連絡をして会う時間を約束した。昨年度に別件でSSWは同じCWと連携をしていた。その際にSSWは、Bさん世帯への支援の方向性をBさん自身とCW、基幹相談センターの相談員を含めて4者で検討、継続的に情報共有等をしていた。そのため、今回のCWとの連携・協働もスムーズに行われた。このように、様々なケースに関して、多くの機会でも顔を合わせ、相談や協議を重ねる中で、関係機関の人たちとの連携が強化されている。

*放課後児童クラブ：Standard 4-6 欄外の説明を参照のこと。

Standard 7-5：進捗確認

SSW は、支援の進捗状況や、実践目標の達成状況を、関係者と適宜確認し合います。

個別支援級に所属する小学2年生の男児Aは3か月不登校となるが、放課後等デイサービス（以下、放デイ）*には通うことができている。要対協は個別ケース検討会議を行い、母の説明と実態とが異なることや本児の在宅時間が増えることで母の鬱状態の悪化が懸念されることを確認した。担任が放デイ担当者と直接連絡をとり本児や母の状況を共有すること、タイミングをみて教員から本児にアプローチすること、家庭児童相談員から母に本児のショートステイ先の見学を勧めることが決まった。

担任が放デイの対応に疑念を持っていた経緯もあり、SSWは放デイで行動観察をして担任の様子や過ごし方を伝えた。またSSWが学校に訪問した際に教員に声をかけて学校と放デイとの連絡状況や共有内容を聞き取った。時にはSSWと教員とで放デイへの連絡を分担し、より負担なく連絡が取れるように調整を行った。家庭児童相談員から学校に母への支援状況が随時共有され、母の心身の状態が校内でも把握されやすくなった。ショートステイ先の見学はなかなか進まなかったが、以前に比べて母に寄り添う雰囲気が教員間では強まっ

た。その結果、連携がスムーズになり、長期休み期間中に放デイに担任が出向いて本人に直接休み明けの行事の予定を伝えることができた。行事に一度参加できた後、放課後登校につながった。

*放課後等デイサービス：Standard 5-1 欄外の説明を参照のこと。

Standard 7-6：ネットワーク形成

SSW は、地域の関係者との連携を通じて、児童生徒とその家族への支援のためのネットワークを形成します。

小学1年生の男児Aは、4月は通学班で登校していたが、5月頃から登校しぶりが出始めた。母親と祖母が毎朝、学校に送って来るが、昇降口で大泣きして暴れるなど母子分離不安が見られた。母親は10代でAを出産、シングルマザーでパート勤務をしており、祖母の援助で生計を立てている。住居は一間の古いアパートである。SSWは家庭訪問をして状況や母子の意向を確認した。後日、関係教職員とSSWとで母親、祖母の養育課題、勤務体制、経済面などを話し合った。SSWは、就学援助*の申請やファミリーサポート*などの福祉制度を活用する、公団住宅の入居を申請する、勤務時間を両者とも早番にして本児を送り出す、母親の休息や本児と共有する時間を確保する、社会性、交友関係を身に付けるためにも校内にある放課後児童クラブを利用する、通学班を再編制して仲の良い友達と登校する、学習面の遅れの補充をする、などを提案した。まずは就学援助の利用、勤務体制の調整を行った。経済面や勤務時間の関係で母親に精神的なゆとりが出て、本児と一緒に過ごす時間を増えた。本児は校内にある放課後児童クラブに通室して支援員や他児との交流ができ、徐々に人間関係が広がっている。母親の養育能力を高めるためにも子育て支援センターで行われている子育て教室への参加など、地域の支援体制や学校内のネットワークを充実することにした。

*就学援助：Standard 4-6 欄外の説明を参照のこと。

*ファミリーサポート：Standard 2-6 欄外の説明を参照のこと。

Standard 7-7：守秘義務・個人情報の扱い

SSW は、連携するにあたり、必要な範囲で情報共有を行い、守秘義務を守り、個人情報の扱いに注意します。

SSW が配置されている学校の校区は、経済的に二極化しており、非常に豊かな家庭と福祉課題が複合している家庭が混在している。ある日、近隣にある子ども食堂の代表者が突然

学校に来校し、「子どもの貧困の研修を聴いてきたが、うちの校区のどこにそういう子がいるんだ。」と発言した。そこで、紹介された SSW が、相対的貧困*の現実をこども食堂の代表に分かりやすく説明した。子ども食堂の開催は、全校生徒に周知が進められ、毎月二回開催（定員 20 人、カレーの日が一回）は毎回ほぼ満員であった。

SSW から福祉的な課題が複合している家庭ほど、多様な困難のために大勢の集団に出向くエネルギーがなく参加できない事を話し、アウトリーチ型で「集えない時は、届ける」という方法を代表に提案した。個人情報については守秘義務があるため、要対協の地区担当者とその地区の主任児童委員*とで共有した。こども食堂の代表が、レトルトのカレーセットを主任児童委員の家庭に 10 セット届けること、どの家に配布しているかは代表には伝えられない旨を共有する。数か月後、二軒のきょうだいが、子ども食堂に出向くようになり、友だちと楽しく遊び、休まず参加した。その後、代表と触れ合いが多くなり、子どもから「ひとり親」の現実を話すようになった。

*相対的貧困率：国や地域の中での経済格差を測る代表的な指標のひとつ。所得が集団の中央値の半分にあたる貧困線に届かない人の割合を指す。

*主任児童委員：「主任児童委員」は、関係機関等と児童委員との連絡調整や、児童委員**の活動に対する援助・協力を行う。

**児童委員：市町村の区域に置かれ、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・援助等を行う。民生委員が児童委員を兼ねる。

Standard 8 コンサルテーション

SSW は、児童生徒への支援を行う際、適宜、学校教職員等とコンサルテーション（情報交換や情報提供、助言等）を行います。

Standard 8-1：専門家同士の行為

SSW は、福祉の専門家として、教育の専門家である教員やその他児童生徒の支援に関連する専門家とコンサルテーションを行い、児童生徒の支援に役立てます。

学年主任は、A さんに対する担任の指導について悩み、SSW に「A さんは複数の指示だと混乱して動けなくなってしまうのに、担任は A さんが自分に反抗していると思って叱ってしまうんです。A さんの特性を担任に理解してもらうためのコンサルテーションが必要なので、SSW も参加してください。」と依頼した。

SSW は、コンサルテーションを促進するためには、“担任にニーズがあるかどうか、そのニーズはどんなものなのか”を把握することが必要だと考え、事前に担任と面談することにした。担任は「コンサルテーションでは私の指導について、意見されるんですよね。でもね、A さんは、一斉指示をいつも理解できないわけではなくて、理解して動ける時があるんです。できない時は、決まって私に不満がある時で、いったい、何が不満なのか、いくら話し合っても、通じないんです。」と話した。SSW は、担任の困り感が、「A さんがなぜ担任に不満を持つのか分からない」ことにあると考え、担任に「コンサルテーションは、みんなで A さんの課題を解決していく場です。なぜ A さんが不満を持つのか、一緒に考えませんか？」と伝えた。

学年主任と SSW は、コンサルテーションの目的を「担任の指導方法の改善」ではなく、「A さんが不満を持つ要因について分析すること」とし、参加者全員で A さんのアセスメントを行い、担任を孤立させないよう校内支援体制を整えることができた。

Standard 8-2：専門用語多用の回避

SSW は、コンサルテーションを行う際に、互いの専門用語に配慮しつつ、その多用を避け、共通理解に努めます。

担当校である小学校を訪問した際に生徒指導主任から欠席がちになっている小学4年生

女子児童について相談を受けた。その女子児童は登校すると席にはついていますが学習の理解度は低く勉強がわからない状態である。母親は精神疾患で不安定になっており無職、父親は仕事や家事、1歳の弟の世話で疲弊している。本家庭は多子世帯で父親は就労しているが経済的に厳しく姉弟全員分の諸費に滞納がある。生活指導主任は、学校からの連絡に応答しない父親について批判的な見方になっていた。しかしそのような生活状況でも、父親は「子どもたちにはちゃんと登校して勉強をがんばってほしいと思っている」と担任に話すなどSSWから見ればストレングスと捉えられるエピソードがあった。

SSWは支援のきっかけになるストレングスがあることや、支援が入ることでパワーレスな状態からエンパワーされて改善の可能性があることを伝えたが、生活指導主任は専門用語がわからずSSWの助言や提案が伝わっていなかった。SSWはそれを察し、父親には親としての愛情があるが生活に疲弊しており負担軽減できれば変化が見込まれること、利用可能なサービスの内容と申請方法について専門用語を多用せずに丁寧に説明した。生活指導教員は現状と支援について理解し、校内会議を経てSSWは生活指導主任や担任と連携した。障害福祉ヘルパー派遣の利用申請支援や地域の学習支援とこども食堂の利用支援をおこない登校状況が改善された。

Standard 8-3：課題把握と助言

SSWは、コンサルテーションの相手がどのようなニーズや課題を抱えているかを把握し、そのニーズの充足や課題解決に向けて助言を行います。例えば、教員が自信や知識、客観性をもって児童生徒にかかわれるように、心理的なサポートや情報提供を行います。

「医療機関や、支援センターを紹介してほしい」と担任から手だてを限定された相談を受けた。よく話をきくと、欠席が増えている男児の食が細く、体も小さいため養育状況が心配であること、母は個人面談を無断欠席し、その後も連絡が取れにくいこと、家庭の協力が得られず学校にできることがないと考えた等、担任の苦悩の変遷が把握できた。

SSWは担任が心配する思いに感謝を伝えつつ、一つ一つの心配事に助言を行った。まず、身長体重を養護教諭から聞いて、標準身長からどれくらい離れているかを確認し客観的なリスク評価を伝え、児童家庭支援センター*というのは…と制度説明、情報提供をした。学校内で協力を仰げる人を具体的に挙げてもらい、担任が一人で抱えないで済む方向性で優先順位の検討をした。外部機関の紹介の前に、すぐに取り組みそうなこととして遅刻に付き添って来校した父に面談を打診すること、並行してカウンセラーに行動観察を依頼し発達面の助言をもらうことを提案した。

後日「保護者をどうにかしないと無理だと思っていた。SSWと話す中で次に子どもに会ったときにどのように話をするかを考えようと立ち戻れたし、学級担任を持っていない専

科*の先生にも相談できるようになって楽になった」と報告を受けた。

*児童家庭支援センター：児童福祉に関する地域の専門機関で、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる、②市町村の求めに応じ、必要な援助を行う、③施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童等、継続的な指導措置が必要と判断された児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う等の役割を担っている。

*専科の教員：理科、社会、音楽、体育など、特定の教科の授業のみ担当する教員。

Standard 8-4：チーム支援体制構築促進

SSW は、コンサルテーションの相手が抱える課題を解決するために、その相手が同僚や上司等から協力や助力を得られるようにサポートします。そのことにより、チーム支援体制構築を促進します。

新年度を迎え、担当の小学校で保健室登校の児童が増加していることから、別室登校のための教室（以下、別室）が新たに用意されたとの情報を得た。SSW が訪問すると、別室指導支援員が配置されていたが、他の市町村から異動してきたばかりで、地域性も校内での別室の環境づくりもわからず悩んでいることが話された。そのため、管理職に現状を伝え許可を得たうえで、SSW がかわりのある小中学校の別室の情報を伝えたり、許可を得た上で撮影した教室の写真を見せたりするなどして、別室づくりについて情報提供を行った。

次に訪問をすると、環境づくりのために教頭や学内の教員が協力してくれ、家庭に余っていた教材やマットなどを持ち寄り、別室に通う子どもたちが落ち着くことのできる環境整備が少しずつ進んでいることが話された。その後も定期的に訪問を続け、都度、チーム支援体制構築のために養護教諭や通級指導担当教員にも声がけし、別室指導支援員と、別室で過ごす子どもの状況について情報共有を行った。その中で、他校の別室教室の見学希望も聞かれたため、正式な申し出を行う前に、他小中学校の別室担当教員に見学の可否について打診し橋渡しを行った。

Standard 8-5：全生徒の利益・学校改善促進

SSW は、特定の児童生徒に対する支援が、他の児童生徒への利益ともなり、また、学級や学校の運営改善につながるように、コンサルテーションを行います。そのことによって、学校としての支援力が向上し、全ての児童生徒の学校生活が豊かなものになることを目指します。

小学 5 年生と小学 2 年生の兄弟は二人とも半年以上不登校である。主幹教諭*から SSW

に「本人たちは言葉数が少ないものの、学校では普通に過ごしていた。母親が甘やかしているから自立できないのではないか?」と相談があり、SSWは母親と面接をした。母親は「子どもたちが学校は嫌い、行きたくないと朝起きて来ない。無理矢理に連れてきた方がよいのだろうか。このままでは将来が心配。」と話した。「どうしたら学校に来てくれるか」「どうしたら学校に行ってくれるか」と、主幹と母親の思いは同じだが、話の内容にズレを感じた。SSWは主幹に、「母親もこのままではいけないと思っているがどうしたらよいのか分からず困っている」「母親への支援も必要である」、また、「子どもたちには一旦適応指導教室*を利用してもらうことも一案である」と伝えた。助言を受け、主幹教諭はSSWに母親への支援を依頼、適応指導教室利用の手続きを進め、担任にはクラスでの様子を本人たちに伝えるようにしてもらった。徐々に、子どもたちは担任などと話をするようになり、再登校の意思も示すようになっていった。この経験を受け、主幹教諭も2児童の担任も、保護者の態度が望ましくないもののように見える時にも、決めつけず、まずはSSWと協議を行うなどすることで道が開けてくる可能性があると感じた。管理職は、次年度の教員研修で、全教職員に対して、SSWから「保護者理解について」をテーマに話をしてもらうことに決めた。

*主幹教諭：校長、教頭（管理職）を補佐し、管理職と他の教職員のパイプ役を担う教員。

*適応指導教室：不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行うことにより、その学校復帰を支援し、不登校児童生徒の社会的自立を促進する。多くの場合、学校外に設置されている。

Standard 9 意思決定と実践評価

SSW は、倫理上適切で、根拠のある実践* を行うために、データを用いた意思決定と実践評価を行います。（*「実践」であり「支援」に限定していません。）

- データ：事実にに関する情報の断片。物事の推論の基礎となる事実。参考となる資料・情報。
- 意思決定：スクールソーシャルワーク実践の過程において、その時々状況を見極め、SSW が次にとるべき行動について決定（判断）を下すこと。
- 実践評価：スクールソーシャルワーク実践によってクライアントの状況がどう変化したかなどを確認する行為のこと。どのように実践を行ったか（プロセス評価）と、実践の結果どうなったか（結果の評価）の両方を指す。

Standard 9-1：意思決定の根拠説明

SSW は、「現在この児童はこのような状況にある（データ）から、このような支援を提供します（意思決定）」といった具合に、その時々に行った行為の根拠を説明することができます。

小学2年生から登校しづりが始まった男児Aについて、SSWは担任からの聞き取りで、男児はトラブルを起こしやすいことが、他児にも似たようなものであったことや、おしゃべりが好きで言語力が高かったことを知り、知的障害はないと判断した。また、父親は妹の登園準備で朝忙しく、男児の登校に手が回らない状況であった。SSWは、父親による登校の後押しがないことに注目し、登校支援ボランティアを導入した。しかし渋りは改善せず欠席は続いた。その後、男児は学習の遅れがあること、トラブルは衝動性によるものが多かったことが、支援員からの聞き取りで新たにわかった。SSWは児童精神科へつなぎ、発達検査のデータと医師の意見をもとに、特別支援学級への転籍を勧めた。転学後、男児のペースでの学習や、投薬の効果、少人数での指導によりトラブルが減ったことで、登校渋りも減っていった。はじめは何もデータがなく一要因のみで判断したため、本来のニーズを見逃してしまった。SSWは本児との面談のほか、父親や担任、支援員、養護教諭などからの聞き取りや観察をやり直し、トラブルの要因や頻度、発達検査のデータを根拠に再アセスメントした結果、ニーズをとらえSSWの意思決定を定めることができた。またそれが父親や学校との共通理解の根拠となり、ニーズに適した支援の導入につながった。

*支援員：担任の補助、指導の補助などをするアルバイト職員。

Standard 9-2：客観的データ収集

SSW は、根拠のある意思決定のため、客観的なデータの収集に努めます。

学校から進路選択に向けた支援について、SSW に関わってほしいとの依頼で中学 3 年生の A さんに会った。学校からの情報では、A さんは、小学校高学年から体調不良を訴えだし、欠席が増え、中学 1 年生の 2 学期頃から不登校状態になっている。今は、定期的に SC が面談をしている。家庭背景は複雑で、これまでに児童家庭支援センター*、医療（A さんの体調不良について）、児童相談所にもつながっている。A さんの話では、「父母の関係が悪く、数年前から家庭内別居状態。父は転職を繰り返している。母は、以前からアルコール問題があり、最近では、記憶が飛んだりもする。母を医療に繋げてほしい。自分は、通信制サポート高校へ進学したいが、学習面や経済的なことで通学が続けられるかの不安もある」とのことだった。A さんからの情報を受け、母と面談をしたことにより、A さんは進学をしたい、両親もその希望をかなえてあげたいが、お金の心配があることが確認できた。そのため SSW は、母から世帯の所得等、家経の状況を確認し、対象となる奨学金があるか、また、生活困窮者自立支援制度に基づく学習支援の対象となるかを役所で確認してみると母に伝えた。後日、奨学金、学習支援共に対象となることを伝え、また、今後も面接を継続することを約束した。まずは母との関係づくりを優先し、飲酒については、今後、話題にすることにした。

*児童家庭支援センター：Standard 8-3 欄外の説明を参照のこと。

Standard 9-3：多方面からの情報利用

SSW は、多方面からの情報をもとに意思決定を行います。

この小学校は、各学年 2 クラスで、学校全体で子どもたちを見守る雰囲気がある。放課後に職員室内での教員同士の会話も多く、管理職や生徒指導主任だけでなく、校内の教職員間で児童生徒に関する情報共有がされている。

ある日、A の担任からの相談があり、母の主張と、A 本人から聞いた内容で齟齬があるということだった。どこに課題があるのか明確でなかったため、SSW は、現在の A の担任だけでなく、過去に A と関わりがあった教職員からも情報を収集・整理した。ケース会議という形ではなく、その場にいた教員らが自然に話に入ってくるような雰囲気であった。その中で、次のような話が出された。母は子どもたちの為に熱心に関わっていること、A の兄について、中学校進学が近くなり兄自身も不安定になっていること、また、母も兄が中学校進学後どのような学校生活になるのか不安に感じていることなどである。背景を含めた児童

理解、保護者理解をした上で、母の思いに寄り添う存在の必要性を確認し、まずは母の思いを聞くこと、母の受容と労いを目的として SSW と母の面談の実施をすることとした。

Standard 9-4：データを用いた実践評価

SSW は、データを用いて実践評価を行います。

朝の職員室で、前期評価の準備をしていた担任が大きなため息をついた。SSW が「どうしました？」と尋ねると、担任は、「A さんのことを考えていたんです。入学当初から席に座っていることができなくて。特別支援教育コーディネーターに入って貰って、少しは席につけるようになったんですけど落ち着きがないのは変わらなくて。いつも注意を向けて、声掛けをしないといけないんです。」と話した。SSW は、「それは大変ですね。しばらく A さんの様子を拝見していないので、今日クラスに伺わせていただきますね。」と答え、早速、行動観察に入った。

行動観察後、SSW は入学当初の行動観察の記録と比較したところ、A さんが着座できている時間は大幅に延びており、担任の指導の回数は半減していることを確認した。放課後、SSW は担任に、4 月と行動観察記録と今日の行動観察記録を比較したものを提示し、「先生の声掛けが大きな成果を生んでいますね。」と報告した。担任は、「こんなに変わっていたんですね。そうかあ。彼女なりに成長していたんだ。毎日のことだから気づきかったけど、こうやって見比べると、彼女の頑張りをほめたいと思えます。」と話しながら笑顔を見せてくれた。

Standard 9-5：過程と結果の評価

SSW は、実践評価を行う際、実践の結果だけでなく過程も確認します。

発達障害のある小学 1 年生の A 子は、母親の入院で不安定になっている、父親が一人で面倒を見ており、家庭への支援が必要ではないかと学校から相談を受けた。初回のケース会議には父親・生徒指導担当・担任・SSW が参加し、アセスメントとプランニングを行い、支援が開始された。支援開始後は 1 か月間隔で合計 3 回、校内でモニタリング会議を行った。1 回目のモニタリング会議には、父親・生活指導主任・担任・SSW と家庭児童相談員も参加。本児がかなり落ち着いてきたことが確認され、父親の負担が軽減したので、次は、母親退院後の生活支援体制構築に取り掛かることになった。2 回目の会議で、父親から「仕事と並行して、区役所や医療機関へ出かけなければならず疲れている。」「眠れていない」「最近

本児が排泄を失敗するようになり、イライラして叩いてしまった。」との話があったため、管理職から行政へ通告した。要対協に登録され、要対協の枠組みの中で支援することになった。1回目のモニタリング会議に出席していた相談員が家児相での担当となった。3回目の会議には、父親・退院してきた母親・生徒指導担当・担任・SSW・SCが参加した。母親からはまだ体調は思わしくないが、訪問看護を受けている、本児が可愛い、など現況が報告され、父親からは、排泄の失敗もなくなった、叩いていない、と確認できた。その後、順調に登校できていることを確認し、SSWによる支援は終結とした。

Standard 10 学校理解

SSW は、「チームとしての学校」の構成員として、学校教職員等と協働して児童生徒の支援を行えるよう、学校教育についての基礎的な知識と理解を有しています。

Standard 10-1：教育に関する知識と理解

SSW は、学校教育の原理や内容、教育組織、教育に関する法律や制度について、基礎的な知識と理解を有しています。

担任は、左の頬に平手打された形跡のある児童から「昨日、お母さんにゲーム止めないから叩かれた」と聴き取り、学年主任に相談した。学年主任は教務部に所属する。生徒指導担当教員が児童虐待の担当をしているため、その旨を学年主任から生徒指導担当教員に報告した。本児童は、通級指導教室にも通い特別支援を要するため「特別支援」担当教員にも相談した。他方で、秋から行き渋りと困窮する母子家庭でもあり「教育相談」担当も不登校として SSW に相談をする予定であった。そこで、SSW 同席のもと、これらの分掌の教員らを中心に緊急ケース会議が開催され、情報を整理し、校務分掌の役割分担で、当該児童への支援を進めることとした。

学校内には運営上必要な業務分担があり、「校務分掌」（学校教育法第 37 条第 4 項）という。校務分掌とは、学校ごとに設定された教育目標の具現化に向けて、役割分担される。一例として、教務（教育活動全般にわたる学校指導計画や評価等）、生徒指導（児童生徒の学校生活に関する指導・支援）、教育相談（こどもや保護者の教育にかかる諸問題の相談援助）、特別支援（特別支援教育の推進に向け校内や関係諸機関との連絡調整、保護者からの相談対応）等の担当があり、校内及び外部の各種関係機関との連携を図る。校務分掌は教員の円滑な職務遂行を実現するために必要な仕組みと言える。こうした学校教育の知識も SSW には求められる。

Standard 10-2：教員の視点・学校文化の理解

SSW は、教師の視点や学校文化を理解しています。そして、学校教職員や教育委員会と協働する際に、その力を発揮します。

1 学年 3 クラスの中学校で担任をしている A 教諭は、ワンマンなベテランの学年主任 B

教諭に常に気を遣っている。もう 1 クラスの C 教諭の意見と B 教諭の意見が合わないときが多く、板挟みになり、A 教諭は自分の意見を素直に言うことも出来ない。さらに、A のクラスだけ登校しぶりが増えていることにも悩み、自分の指導力を問われているように思い、精神的に追い込まれていった。登校しぶりの件で呼ばれた SSW は、生徒の事情だけでなく、疲弊している A 教諭のことも気になり、教員の人間関係や、学校風土をアセスメントした。昨今、全国的に教職員同士の関係性からバーンアウトするケースが増えており、「クラスの問題は自分で解決しないと一人前でない」「学級経営には昔は自信があったが、最近の時代の変化についていられない。でも言えない」と悩んでいる教員も多いという。そういった教員の抱える課題へのケア体制は大切である。A 教諭をプロの教育者として尊重しながら心労をねぎらい、独りで抱え込まないで、理解ある管理職なども含めて一緒に考える機会を設けることにした。また、この中学校では、学校と教育委員会の関係がぎくしゃくしているのを SSW として感じていた。両者から不満を聞いたときは「どちらが悪い」という判定でなく、「ご協力いただけたら助かる」という第三者的な立場の折衷案や改善案を提示して、仲介を行っている。

Standard 10-3 : 校風・校内組織理解と状況把握

SSW は、担当する学校の校風、校務分掌や教育相談体制等を理解し、ストレングス視点をもって学校をアセスメントし、学校で生じている事柄の状況理解を深めます。

私は、拠点校の中学校 2 校及び小学校数校を担当している。SSW として活用されると実感する学校と、あまり活用されていないと悩む学校がある。各学校で「校風」や「管理職の方針や実態」が異なり、戸惑うことがある。ある学校では管理職から、「当校では、課題はあるがすべて対応済みであり、幸い SSW が介入するような困難事案は特にありません。」と言われた。「校務分掌」を基に、教育相談体制で実質的に支援に携わる担当教員（生徒指導、不登校担当、特別支援、通級、学年主任等）に接していくと、それぞれの立場で実によく生徒を把握し、対応に努めている様子がうかがえた。しかし一方で、多忙な中での生徒指導に疲弊している様子もうかがえた。また、学校だけでは対応しにくい困難な生徒や家庭の存在と状況があることも分かってきた。

学校内では「教育相談体制」として、生徒への個別相談、いじめ・悩みアンケート、保護者面談など、多くの相談機会がある。しかし、教員らの会議体である「教育相談部会」等が十分に機能せず、教員が個々に頑張っている様子がうかがえた。また、管理職に十分に生徒やその家族の状況が伝わっていないことも推察された。

そこで SSW は、多忙な中でもよく生徒を理解し対応に努めている教員らをねぎらいつつ、タイミングよく情報収集を行い、生徒支援に携わっていった。同時に、SSW も含めて

本校の教職員が「チーム学校」として生徒支援に関わっていけるように、本校の支援体制づくりを進める上で中心となる教員は誰かを探っていった。

Standard 10-4：校内会議参加を通じた学校理解

SSW は、校内支援会議（例：特別支援部会・教育相談委員会）への参加を通じて、当該学校や教職員への理解を深めます。

A 市の SSW は中学校に配置されており、当該中学校とその校区内の小学校が対象である。A 市では、どの中学校でも生徒指導委員会や生徒支援委員会などの校内委員会を毎週開催している。これらの会議の構成員は、校長・教頭の他に生徒指導担当教員や児童生徒支援教員、養護教諭などであり学校によっては特別支援教育支援員や SC が加わっているところもある。会議では、特定の事案についてだけでなく、様々な生徒の状況(出欠の状況、校内での様子、家庭環境など)について情報交換するとともに指導の在り方や支援の方策について協議し共通理解を図っている。

配置 1 年目には、会議の構成員に SSW は加えられていなかったが、2 年目からこれらの校内委員会に参加できるようになり、情報共有とともに協議に加わっている。学校によっては、オブザーバーのような参加で発言できないところもある。校内委員会のような会議には必ず管理職が参加しており、生徒の実態や個々の事案について把握する機会になっている。また、生徒指導主任や児童生徒支援教員が校内委員会を主導することが多く、まず委員会で共有された情報や協議された指導(支援)方針(在り方)が全教職員や担任等に周知されるようになっていることが分かる。このように学校の組織対応のあり様が見て取れ、個々の教員は個人の思いでバラバラに行動するのではなく、その方針に基づいて指導や支援を行っているという教員の状況についても理解が深まる。個々の支援については、SSW が自ら関係機関に行くこともあり連携の一端を担っている。

Standard 10-5：危機介入対応方針の理解

SSW は、学校で危機介入が必要な事態が生じた際に、SSW としての専門性を発揮して適切に活動できるよう、担当する学校での方針や対応の流れなどを理解しています。

児童生徒に関わる危機対応とは、主に、気象災害、交通事故、自死企図などが挙げられる。例えば令和 6 年 3 月に出された「自殺総合対策大綱に基づく文科省の取り組みについて」には、SSW に求められている業務内容が明記されている。学校問題における予防的な支援

に SSW が重要視されていることを認識し、私はその内容を平素から確認しておくようにしている。また、いじめ防止対策推進法、いじめ重大事態ガイドライン、各学校のいじめ基本方針などは平素から目を通しておくように努めている。

実際、私の担当校でいじめが発生し、加害保護者が学校の説明に納得がいらず激しく不満を言っていると学校から SSW に支援要請があった際、これらの知識があったからこそ、迷いなく SSW として介入することができた。学校から経過を聞き、SC が被害者の対応をしていることから、SSW は加害保護者に一連のいじめ対応について、いじめの定義、当該学校の基本方針、今後の対応スケジュール、加害者支援、保護者支援の具体などを丁寧に伝えた。その結果、保護者も落ち着きを取り戻し、その後の対応がスムーズになった。いざという時に学校のチームの一員としての役目が果たせるよう具体的に備えておくこと、決して1人で抱え込むのではなく、誰とどう連携して動くかをイメージしておくことが求められる。

Standard 10-6：目標・計画理解／教育と福祉の仲介

SSW は、自治体の教育目標や教育計画と、子ども家庭福祉施策との接点を見だし、教育、福祉それぞれの専門職が、相互理解の上で児童生徒の社会生活を支えられるように仲介します。

小学1年生のAは、GW明けから欠席が増え、家庭への連絡もつきにくい状態が続いた。時々母が付き添って登校する日があったが、母子ともに季節に合わない服装をしていたり、臭いがあったりした。母にはうつ症状が見られ、家には物が散乱し、生活は昼夜逆転しているようだった。学校はネグレクトとして家児相に相談したが反応は薄く、その対応に不満を募らせていた。一方家児相も「現認でき、健康面に問題もないAは単なる不登校」と学校へ不快感を抱いていた。

SSW は、学校がまず母子の困り感やニーズを把握すべきだと考え、担任らと家庭訪問を繰り返した。母は次第に自分の思いを口にしてくれるようになり、「昔は料理をよくやっていた。Aのために昔の自分を取り戻したい」と話した。SSW は虐待対応ではなく子育て支援という形で家児相に協力を要請し、関係機関と母参加型のケース会議を持った。会議では母のニーズに沿ったサービスの提案が行われ、障害福祉課が母の通院サポートと家事ヘルパーの紹介、家児相が食料支援事業の紹介とAのショートステイの活用を進めた。継続的な家庭訪問で担任との関係性ができたAは、徐々に登校する日数も増え、母もそのことを大いに喜んだ。

Standard 11 専門性の向上

SSW は、児童生徒やその家族に対し、最善の実践（ベスト・プラクティス）を行うため、継続的に専門性（価値、知識、技術）の向上に努めます。

Standard 11-1：研修等の活用

SSW は、自治体や職能団体が提供する研修等を活用し、専門性の向上に努めます。

私は職能団体である日本社会福祉士会に所属し、同会が主催する研修を受講している。入会したときから認定社会福祉士を目指しており、県社会福祉士会において認定社会福祉士*の申請に必要な基礎研修（3 年間）と専門研修、スーパービジョンを受講して修了単位を取得してきた。それらの研修の受講は専門性の向上には欠かせない価値あるものだった。職能団体の研修のなかでも認定社会福祉士を目指すための研修は体系化されており、土台となるすべての領域のソーシャルワークに共通のソーシャルワーカーとしての在り方から専門的知識・技術まで学ぶことができる。実践のソーシャルワークのプロセスではときに倫理的ジレンマが生じる。そのような時は原点である倫理綱領・行動規範に立ち返ることが必要な場合もある。それは専門職の専門性たる部分でもあり、それを学べたことは大きな意義があった。

一方、自治体の研修では直接連携する関係機関の方とそれぞれの役割や機能を情報交換しつつ学び合っている。そうした研修や研修時の顔合わせから実際のケースの連携支援や協働が生まれ、地域課題の共有とその改善のための取り組みの検討へとつながり、それが専門性の向上へとつながっている。最善の実践のためにこれらのような様々な研修を活用して自己研鑽を積み、常に専門性を向上させていく努力が必要だと考える。

*認定社会福祉士：国家資格である社会福祉士の資格を持つ者が、研修を受けることによりさらに専門性の高い福祉士としての認定を受けることができる。

Standard 11-2：スーパービジョン

SSW は、専門職としての熟練と能力の向上のため、主体的、継続的にスーパービジョンを受けます。

A 県の SSW は会計年度任用職員として採用され、年間勤務回数が数十回、担当校数が最大 5 校程度となっていることから SSW として数年働いた後、正規雇用を求めて転職するケ

ースが少なくない。また、学校という場になじめずに 1～2 年で離職する場合もある。4～5 年勤務継続する者は稀という状況下で、スーパービジョンを提供できる人材が極端に少ないという現状に陥っている。個人的な関係を頼り、卒業大学の教員にスーパーバイザーをお願いした SSW の中からは、報酬の問題等が生じ継続的な指導を受けにくいという課題が報告された。教育事務所*の指導主事に相談したところ、県内の他教育事務所に在籍する経験豊富な SSW からのスーパービジョンであれば、業務扱いとして対応可能という見解を得た。またこれを機に有志 SSW が核となり、スーパーバイザーの必要性和確保について県教育委員会と県内の大学へ働きかけたところ、現状が地域課題として共有され、スーパーバイザーから得られる有益なアドバイスや心理的安全性は、長期的には SSW の雇用安定にも資すると判断された。結果として、地域協働連携として大学教員からスーパービジョンを受けることが出来るようになった。

*教育事務所：全県域を幾つかの区域に分け、区域ごとにその区域の教育事務を執行する教育事務所を置いている。市町村との連絡調整や、指導主事の派遣など、地区内の市町村教育委員会に対する支援機関としての役割を担っている。

Standard 11-3：無資格者の資質向上努力

社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持っていない SSW は、自らソーシャルワークの教育や研修を受ける機会を積極的に求め、活用し、SSW としての資質向上に努めます。

私は、社会福祉士などの資格を持たない SSW である。そこで、資質向上に向けて取り組んだことを紹介する。県教委から市教委を通じて紹介されたある県の社会福祉士会主催の「スクールソーシャルワーク研修(オンラインの連続講座)」を受講した。翌年は、西日本こども研修センターあかし主催の「教育機関・児童福祉関係職員合同研修(オンライン)」を受講した。次の年以降は、子どもの虹情報研修センター主催で「教育・福祉虐待対応職員合同研修(オンライン)」が開催され受講している。日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の「スクールソーシャルワーカー基礎研修(オンライン)」も受講した。これらの研修講座は、大学教授等の専門家による講義と現場からの実践報告、参加者によるグループ討議から成り立っており、虐待対応に限らず様々な知見が得られる。また、オンラインなので参加しやすく特に実践交流は参考になることが多い。現在、多くの大学で履修証明制度が創設されており、ある大学の履修プログラム「教育福祉 2023」を受講した。上記の講座はすべて有料だが私の場合、大学の履修プログラム以外は市教委に負担してもらった。最後に市教委から学校あてに周知案内する研修会や講座を SSW にも伝えてもらうようにしている。

Standard 11-4：制度政策・実践の最新情報入手・活用

SSW は、制度・政策や実践に関する最新の情報を入手し、それらを実践で活用します。

SSW は、毎年年度初めに教育委員会の SSW 担当者に対して、関係機関に挨拶周りをし、顔合わせを行いたいことを伝え、一緒に訪問している。訪問時に関係機関の担当者には、SSW の仕事について伝え、どんな時に連携をお願いするかを説明している。同時に今年度に活用できる制度の確認を行い、学校や保護者に渡すことが可能なパンフレットなどがあれば欲しいことを伝えている。年度途中で法律が制定された時には、関係機関の担当者へ当該地域での対応はどうかを確認していった。

X 年の年度途中で、養育支援ヘルパー*が整備された時には、ヤングケアラーやネグレクトケースを関係機関に繋ぎ直すことが出来た。また、年度初めに教育委員会 SSW 担当者に、文科省からの通知や自治体全体の問題行動調査、都道府県教育委員会開催の様々な会議の資料が届いた際には、SSW へ回覧してくれるように依頼した。SSW が校内研修を行う際に、担当校の課題に対してマクロの視点を取り入れる資料として利用した。

さらに、SSW 向けの研修会の講師を関係機関に依頼し、児童家庭をめぐる状況や実践上の最新情報などもお話いただき、SSW 同士で学びあう機会を持ち、実践で活用出来るようにした。

*養育支援ヘルパー：子育て世帯訪問支援事業（令和 6 年にできた国の事業）の一環として、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う。市区町村が実施主体。

Standard 11-5：自らの実践への目標設定

SSW は、同職としての経験の多寡にかかわらず、自らの実践について目標を立て、研鑽を積みみます。

私の勤務している自治体では、定期的に同僚 SSW で月例ミーティングを行っている。その中で、相互の自己研鑽のために、「SSW 実践スタンダード」を読み合わせている。例えば、実際のケースや、学校との関係性、自分自身の支援内容の不安感などがスタンダードのどの項目に当てはまるのか、検討し合いながら読み合わせをすることにより、自分の実践の根拠をみつけることができる。その根拠を得ることで、本人、保護者、学校関係者等に支援の根拠を言語化し、伝えることができる。それにより、本人や保護者等への説明責任が果たされるとともに、根拠があることで SSW 自身にとっても自信につながる。また、根拠が明らかになることで、支援の目標を定めることができる。

経験年数関係なく SSW 同士が意見を出し合うことにより、自分の思い込みや抱え込みなどに気づくことができ、自分がこれから目指すものを見つけることができる。

Standard 11-6 : 実習生の指導

SSW は、勤務する教育委員会等にスクールソーシャルワーク実習生が配属された場合は、実習生を教育・指導することにより、専門家の養成にも貢献します。

私の勤務している自治体ではスクールソーシャルワーク実習生を受け入れている。私はスクールソーシャルワーク実習生の実習指導者として実習指導を担当しており、実習中は教育委員会での SSW 連絡会、SSW と関係機関の情報交換会だけでなく、学校訪問や会議にも同席してもらい行動を共にしている。一緒に参加しているため、その場を観察していたらこちらの“ねらい”に気づくだろうと思っていると、意図が伝わっていないことがある。きちんと言語化して実習生が理解できる説明が必要である。なぜこの会議があるのか、背景にどんな人がどのような問題を抱えているのか、それを私たち専門職はどのように向き合わないといけないのか、そのためにどんなことが必要なのか。その取り組みのためにどうすればよいか等である。

それらを実習生の SSW についての理解の進捗状況に合わせて伝えていく。専門職としてどのように向き合わないといけないか、なぜその行動（支援）が必要なのかという専門性の価値に該当する部分は特に言語化して説明しないと伝わらず、ノウハウのやり方だけを見てそれが支援だと思うようになってしまう。その説明には時には倫理綱領・行動規範に立ち返っている。自分自身の実践をふり返り、その根拠を説明できなければいけないのはもちろんのこと、相手（実習生）にもその専門性の源を学んでもらう必要がある。まさにそれはスーパービジョンと同じで、実習指導は自分も実習生も専門性を向上させることだと考えている。

Standard 12 記録

SSW は、実践の過程を、適時に、かつ正確に記録に残し、それらを管理、活用します。

Standard 12-1：目的に応じた記録票

SSW は、記録作成の意義や目的を認識し、実践過程における個別の目的に応じたフォーマットで記録を作成します。

某市の SSW が作成する記録には、月・日ごとの自分の活動を記録した「月報」「日報」、学校ごとに自分が関わっている「ケースの一覧表」、ケースにかかる個人の詳細を記載した「フェイスシート／アセスメントシート」、個別ケースの「経過記録」などがあり、作成の目的もそれぞれ異なってくる。

【月報、日報／ケースの一覧表】

主に活動日数や時間、学校数、ケース数・種別などのデータを記録する。SSW の勤務の管理や、行政への事業報告に活用される。事業継続や予算獲得の根拠となる場合もある。

【フェイスシート、アセスメントシート／経過記録】

ケースの概要や児童生徒・保護者の基本情報（健康面、学力、心理面）、ニーズ、リソース、支援の根拠となるアセスメントなどを記載する。情報を視覚化できるエコマップもあるとよい。

これらはケースの整理力強化、活動の再考、スーパービジョンの際に活用するなど、自らの実践力・技術向上を目的とするほか、円滑で組織的な支援を継続していくためにも欠かせない。

近年ペーパーレス化が進み、記録をネットシステムで作成する場合も多く見られる。閲覧権の範囲も考慮しながら個人情報の扱いに配慮し、主観的記述にならないように注意も必要である。

Standard 12-2：説明責任に足る記録

SSW は、必要かつ説明責任を果たすに足る記録を作成します。

B 県の県立 M 高校 2 年生 A が飛び降り自殺を図るという事案が発生した。一命をとりとめた生徒は、現在リハビリ療養中である。自殺未遂の理由を本人が全く話さない中、保護者

は交友関係からの情報で、生徒Dによるいじめを疑うに至った。M高校は多くの地元の中学生が進学する高校である。保護者は当該生徒が中学 2 年の途中から不登校になった件もDが原因だったのではないかと考え、法的措置を前提に、卒業したN中学校の所在地教育委員会へ問い合わせをしてきた。教育委員会から連絡を受けたN中学校で過去の生徒記録を調べたところ、A は不登校になる以前から SC と面談し、登校しなくなった後もカウンセリングは受けていたこと、隔週で SSW が家庭訪問をし、担任や学年主任も週 1～2 回のペースで訪問していたことがわかった。教育委員会からの聞き取りに、教員、SC、SSW は当該生徒が D について語った記憶がないことを報告した。教員による家庭訪問はメモ程度の記録しか残されていなかったが、SC と SSW が関わった日については詳細な記録が残されていた。全ての記録を見直したところ、D に関する記述は一切見当たらず、報告した内容を補強することができた。スクールロイヤーからその旨説明を受けた保護者は落ち着きを取り戻し、まずは現在の状況把握を優先させたいということになった。

Standard 12-3 : 支援過程の記録

SSW は、自分がどのような支援を行ったか、またその方法を選択するに至った判断基準が何だったかを明らかにし、記録に残します。

部活動の強豪校である X 中学校では、昨年陸上部内でいじめ事象が起こった。学校はいじめ対策委員会を開いてすぐさま対応をとったが、被害生徒 A は登校できない状態となり、それは 30 日を超えた。事案はいじめの重大事態として認定され、第三者委員会が調査を行うことになった。SSW はいじめ対策委員会のメンバーであると同時に加害者 B について家庭支援を行っていた経緯があり、調査に召喚されることになった。

SSW が行う支援活動の多くは、ケース会議や校内委員会において決定される。支援の方針は、根拠に裏付けされたアセスメントに基づいたものでなければならない。学校や児童生徒、保護者や多数の関係機関と連携する SSW は、専門職としてケースの概要や状況、アセスメント、方針の決定とその理由、ケースの経過までを記録に残し、対象者に明確に説明する責任がある。そして記録は開示請求の対象となる場合があり、社会福祉士の倫理綱領にもクライアントに対する倫理責任としてそれに応じることが明記されている。

X 中学校 SSW は自身の支援や活動が、こういったアセスメントや法・制度を根拠としているのかを説明できるようにするため、過去の記録をもう一度確認し直した。

Standard 12-4 : 第三者が理解できる記録

SSW は、情報を共有する第三者が理解できるような記録を作成します。

私の勤務している自治体では、支援目標、支援内容、支援の振り返り、今後の支援についての記録を作成している。第三者にもわかるように記録している。そうすることでケースの引継ぎや、提出が求められたとき、自分が一定期間仕事を休まなければならなくなり同僚が対応するときなどに、継続的な支援が可能となる。また、記録を作成する過程で自分自身の支援を整理することができる。その中で、目標が合っていたのか、支援内容が適切であったのか、本人のニーズに沿っていたか、本人の意思確認をしていたか、本人のエンパワメントに繋げることができたか、等が確認できる。さらに、各々が作成した記録を SSW 同士で定期的に読み合わせ、支援内容を共有し、協議している。それにより、社会資源などの情報交換ができ支援の幅を広げることができる。SSW の活用内容の再確認や、本人不在にならないように、自分がやりたいからやるではなく、本人に何が必要か、と自身や互いの支援を振り返り、自己研鑽、質の向上ができる。記録を定期的に更新することによって、支援目標の見直し＝モニタリングができる。

Standard 12-5 : 記録の保管

SSW は、記録の保管に際し、情報の流出を防ぐための最善の措置を講じます。

A 市では、SSW 活用事業を巡回型で運用しており、一人の SSW が 8 校近くを担当している。そのため、SSW は限られた学校訪問時間の中でその学校の支援内容を記録に残して退校するのが困難な状況にあった。記録作成のために個人記録を持ち出したり、支援内容を学校とは別の場所で記載したりするのはとても危険なことである。SSW はいつも記録作成に頭を悩ませていた。

C さんの機関連携カンファレンスが予定されていたある日の朝、SSW の B さんは腹痛により緊急搬送され、虫垂炎の手術を受けることになった。B さんは経過記録を作成したり、まとめたりする時間がなかったことから、カンファレンスでは口頭で説明しようと考えていたため、提供できる資料がなく、会議では、副校長が B さんから聞いていた SSW の支援内容を、覚えている範囲で報告することになった。B さんは、学校に対し記録を作成できていなかったことを謝罪したが、教育委員会は、責任は B さんにあるのではなく、記録作成の環境を整えられていない教育委員会にあること、そして、記録を残せないことが、C さん、SSW、学校、関係機関、それぞれに大きなマイナスを生じさせていることを痛感した。

これらの他にも、記録に関しての様々な課題があり、教育委員会は、イントラネットを利

用した記録システムを構築し、イントラネットにつながる状況であれば、どの学校の情報でも安全に記録が書けるよう、環境を整備した。

Standard 13 仕事量の管理

SSW は、効率的かつ効果的に仕事を進められるように、自治体担当者とともに、各自の仕事量を調整します。

Standard 13-1：仕事量管理の必要性理解

SSW は、効果的な支援を行うために、意識的に仕事量の管理を行うことの重要性を理解しています。

某市は 1 人の SSW が複数の学校を定期的に訪問し、それぞれの学校のニーズに合わせて支援をする巡回型である。1 か月に訪問する一校あたりの最低時間数は決まっているが、月間のスケジュール管理はある程度各 SSW に任されている。

ある SSW は、当初 1 回あたりの時間を調整し学校訪問頻度を多くした。訪問頻度が多い方が学校アセスメントもしやすく管理職にも喜ばれると感じたためだ。徐々にケース対応が増えると、生徒や保護者との面談、ケース会、関係機関との定例会議、と予定が詰まった。スケジュールに余裕がなくなり記録作成が滞るようになった。

そこで週に半日は事務処理を優先し意図的に予定を入れないことにした。学校の訪問頻度を減らして 1 回あたりの在校時間を増やす様に調整した。ケース対応についても先輩 SSW に相談した。状況によっては、SSW は面談の事前準備を手伝い、面談自体は学年に任せる方法もあるという助言を参考にした。記録や事務処理が滞ることがなくなり、関係機関を来訪し関係をつくる動きもしやすくなった。いのちに関わる緊急案件対応時、病院の指定時間に合わせてのカンファレンスや面談を組む必要がある際に、スムーズにスケジュール変更ができた。

Standard 13-2：仕事量管理システム確立

SSW は、自治体担当者とともに、適切な支援を行うことができる仕事量を維持するためのシステムを確立します。

年度初めに教育委員会の SSW 担当者と SSW 活用事業の目的を確認した。目的にあった動き方をするために、システムづくりの検討を行った。まずは学校配置型の週 1 勤務の中で対応出来るケース数の検討をしていくことにした。定期的な家庭訪問や面談などの直接

支援を多くすると対応する数が限られるため、直接支援は10ケース程度とした。ケースの選定は校内の委員会やケース会議等でSSWの介入が必要と判断されたケースとした。

次に勤務時間についてもSSW担当者と検討した。小学校でのケース会議や仕事をしている保護者との面談は放課後に行うことがあり、勤務時間内で対応出来ない時がある。放課後に会議や面談を行う時には、あらかじめ勤務開始時間をずらすことで1日の勤務時間を超えないようにすることとした。

SSW担当者から校長会でSSWの勤務体制について周知してもらい、学校によって動きが異ならないようにした。担当校においては、SSW担当教員とケース経過や勤務体制についての確認以外にも、定例ケース会議や校内研修の調整を依頼することで、年間の動きを決めてもらうようにした。

Standard 13-3 : 直接支援以外の時間確保

SSWは、効果的な支援を行うために、記録作成や同僚との協議など、直接支援活動以外の仕事時間も確保します。

SSWとして勤務し始めた頃は、ケース数が少なく記録を書く時間も十分取ることが出来ていた。経験年数が増えるとともに、ケース数も増え、相談後に記録を作成することが難しくなってきた。SSWは毎日異なる学校へ行くため、その日のうちに記録を書いて教員と共有する必要がある。そのため記録を書く時間の確保を検討し、勤務校とSSWの動きを共有するため予定表を作成することとした。

SSWは1ヶ月の予定表の中に面談や家庭訪問のほかに関係機関への訪問を定期的に入れておき、関係機関へ電話連絡ばかりにならないよう、顔を合わせる時間も確保した。勤務日には1日の予定を提示し、記録作成の時間や関係機関への訪問時間を前もって入れることで記録作成の時間を確保することが出来た。

定期的に教育委員会担当者とSSWとの定例会を予定に組んでおくことで、ケース経過の報告や困難ケースの検討を行う時間を確保でき、また、ホワイトボードや電子黒板を使った校内ケース会議の手法を学び合うことも出来た。

Standard 13-4 : 仕事の優先順位付け

SSWは、仕事内容に優先順位をつけて取り組みます。その優先順位は、クライアントのニーズ、SSWの専門技術、プログラムの必要性、活用可能な資源の有無等を検討し設定します。

X市のSSWは、3つの中学校区で9つの学校を担当している。拠点校には週に一度訪問、それ以外の学校には要請があった時にだけ訪問する形で勤務することになった。1年目は拠点校での面談や家庭訪問などの直接支援が中心で、相談があった全てのケースに対応することが出来ていた。しかし、担当するケースや拠点校以外の学校からの要請が徐々に増えていき、2年目の年度末には勤務時間数が不足する事態になってしまった。そのことについて定例会で相談したところ、同じ悩みを抱えるSSWがいることが分かった。定例会では「優先順位を付けて対応していく事が大切。」「まずはSSWが関わるべきケースなのかを判断する必要がある。」などの様々な意見が出て、X市では仕事量の管理のためにスクリーニングシートを活用することになった。スクリーニングシートには、ケースの緊急性や登校状況やニーズだけでなく、家族や先生の困り感などケースを取り巻く関係者に関する項目も設けた。現在は各学校で定期的にスクリーニングシートを用いたケース毎の優先順位の検討や担当者決定の判断が定着し、適切な範囲で仕事が出来るようになった。スクリーニングシートによって、校内の状況を把握しやすくなったと先生方にも好評である。

Standard 13-5：必要な機器の使用

SSWは、円滑なコミュニケーションや、適時の情報取得と情報の組織化により、効率的・効果的に自分の役割を遂行するため、適宜必要な機器（コンピューター、携帯電話など）を使用します。

Z市のSSWは、1人が小中学校6校を担当し、定期訪問している。一校あたり週に3～6時間程度と、各校での勤務時間は限定的である。そのため、学校訪問時には担当教員との情報共有が欠かせない。児童生徒の情報を得て、支援が必要とされるケースについて話し合う。必要に応じて校内ケース会議を行い、アセスメントを基に、支援方針を検討する。また、中学校の生徒指導部会に定期的に参加し、部会を構成する教員らと学校内の課題を共有、SSWの見立てを伝えたり、必要と思われる支援を検討したりしている。

SSWの認知が高まり要請が増えたことにより、各校で手書きの支援記録を作成する時間の確保が課題となってきた。SSWと教職員との支援内容の共有についても、支援記録簿に記載した内容だけでは伝わりにくく、支援のタイミングを逃すことも危惧される。

もし、各学校で、パソコンと使用許可IDが貸与されることになれば、教職員とSSWが子どもについての気づきを適宜、記載することができ、時期を逸しない支援に繋がるのではないかと考えた。また、必要な情報取得も可能になるだろう。SSWらは指導主事と共に、現状の情報共有の課題を整理し、次年度に向けて必要な機器の導入に向けて検討を始めた。

おわりに

2013 年 4 月から 2025 年 3 月まで、実に 12 年間にわたり、日本学術振興会科学研究費の助成を得て「スタンダード」の研究を行ってきました（2020 年度はコロナ禍の影響で実質休止状態となりました）。本来、2024 年度末には「自治体スーパービジョン用『SSW 実践スタンダード』活用マニュアル」を発行する予定でしたが、諸々の事情により、マニュアル作成には至りませんでした。その代わりというには不十分なものかもしれませんが、「スタンダード」研究の一つの区切りとして、本事例集を発行しました。ぜひ、この事例集を、「スタンダード 第 2 版」（2023 年発行）及び、その解説書（明石書店 2024）とともにご利用いただき、SSW としての資質向上に役立てていただければと思います。

思えばこれまで本当にたくさんの方々にお世話になり、この「スタンダード」研究を行ってきました。12 年間にわたる研究を、常に現場の SSW さんたちと、そして SSW を研究する方や、教育委員会の指導主事さんなど、関係者の皆さん方とともに進めてこられたことに、深く感謝いたします。

「スタンダード」は 1 回作ったら終わりではなく、社会状況の変化や制度・施策の変更、またそれらに伴い変化・進化する SSW の役割等によって、改訂が繰り返されていくべきものだと考えています。「スタンダード」の第 2 版は、2023 年に発行したばかりなので、まだしばらくはこのまま皆さんに使い続けていただき、皆さんからフィードバックをいただきながら、また幾年かのちに、必要に応じて改訂することになるかと思っています。

これからも、「スタンダード」を通して、子どもたちの学び成長する権利を擁護し、子どもたちが守られ育まれる包摂的な社会を作るために尽力される SSW の皆さんの専門性向上に寄与していければと願っています。

2025 年 3 月 馬場幸子

監修

馬場幸子（関西学院大学人間福祉学部 教授）

編者（五十音順）

石田龍太（関西学院大学人間福祉学部 実習助手）

澁谷昌史（関東学院大学社会学部 教授）

高石啓人（日本大学文理学部 助教）

事例提供者（五十音順）

明石礼子 足立幸広 氏家享子 内海紀代美 大澤豊子 大塚恵子 沖侑香里 尾上浩美
梶山いづみ 上村文子 河崎照 具志堅新志 栗木美代子 後藤久美 酒井多輝子 首藤
由賀子 高嶋俊男 寺本智美 富永加代 平石仁恵 福井良江 松本潤子 松本千代理
丸山里奈 三浦知子 水野みち代 森村尚美 森脇雅代 柳井正 吉田千代 渡邊香子

